

北九州市業務継続計画

(自然災害対策編)

令和3年3月

北九州市

目次

第1章 総則

第1節	業務継続計画の考え方	2
第2節	計画の目的	4
第3節	業務継続基本方針	4
第4節	適用範囲	4
第5節	計画の位置付け	5

第2章 想定災害及び被害想定

第1節	想定災害	6
第2節	被害想定	7
第3節	その他の想定災害	8

第3章 業務継続に必要な重要6要素

第1節	首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	11
第2節	主要庁舎等が使用できなくなった場合の代替施設	13
第3節	電気・水・食料等の確保	17
第4節	災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	19
第5節	重要行政データのバックアップ	19
第6節	非常時優先業務の整理	20

第3（3）非常時優先業務と着手時期（タイムライン）

・災害対策本部（災害対策センター）	24	・建設局《建設部》	55
・会計室《財政部》	37	・建築都市局《建築都市部・区対策部》	57
・秘書室《総括部》	38	・港湾空港局《港湾空港部》	60
・広報室《総括部》	39	・区役所《区対策部》	62
・技術監理局《財政部・協力部》	40	・消防局《消防部・総括部・区対策部》	68
・企画調整局《企画調整部》	41	・上下水道局《上下水道部》	71
・総務局《総務部》	42	・交通局《交通部》	76
・財政局《財政部》	44	・公営競技局《公営競技部》	78
・市民文化スポーツ局《市民文化スポーツ部》	45	・市議会事務局《協力部》	79
・保健福祉局《保健福祉部》	46	・教育委員会《教育部》	80
・子ども家庭局《子ども家庭部・保健福祉部》	49	・行政委員会事務局《協力部》	82
・環境局《環境部》	51	・農業委員会事務局《区対策部》	83
・産業経済局《産業経済部》	54		

第4章 受援体制

第1節	本市の受援体制	86
第2節	応援要請	86

第5章 非常時優先業務の継続に向けた課題と対策

第1節	非常時優先業務の継続に向けた課題	87
第2節	業務執行体制の確保	88

第6章 今後の取り組み

第1節	業務継続計画の持続的な改善	94
第2節	計画の修正と対策の実施	94
第3節	点検・是正処置	95

第1章 総則

第1節 業務継続計画の考え方

第1 業務継続計画とは

大規模災害が発生した場合には、市の行政機能も被災する可能性が高いため、平常時の人員と執務環境を前提として業務を行うことは困難である。また、市の業務が中断した場合には、住民生活や社会経済活動に重大な影響が生じる。

「北九州市業務継続計画」(以下「BCP」という: Business Continuity Plan)は、災害時の「災害対策本部業務」及び災害時にも住民生活に不可欠な「優先度の高い通常業務」(通常業務のうち中断できない、または中断しても早期復旧を必要とする業務)(両者をあわせて「非常時優先業務」という)を事前に決めておき、災害時には、利用できる資源(人、物、情報、ライフライン等)が制約を受ける状況において、限られた資源を非常時優先業務に効果的に投入して、業務の継続と早期復旧を図る計画である。

BCPの実践により、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得ることができる(図)。

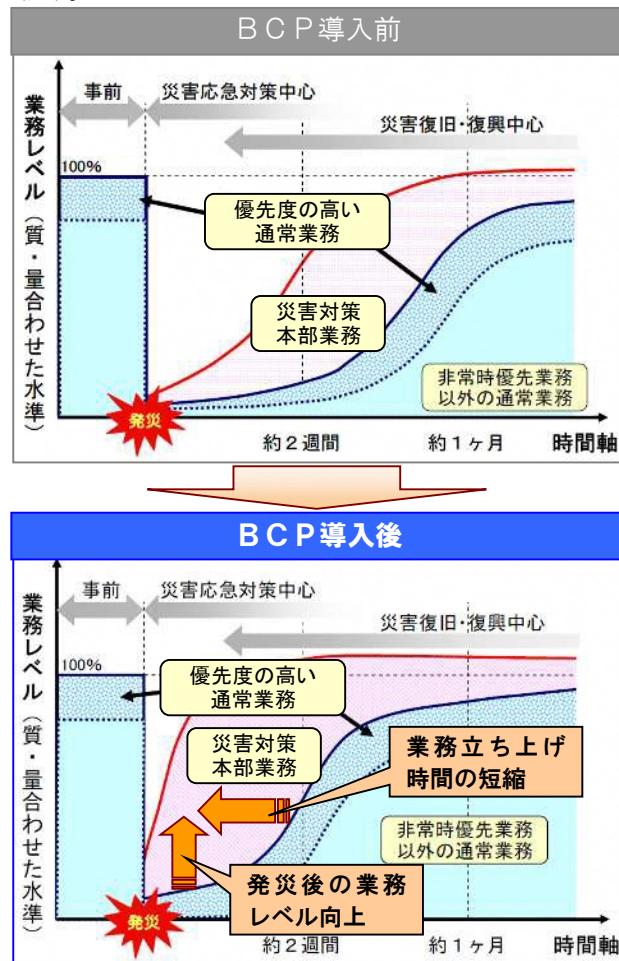


図 BCPの実践による効果

(出典:『中央省庁業務継続ガイドライン 第1版』(平成19年6月、内閣府 防災担当)に一部加筆)

第2 計画の必要性

本市は、基礎的自治体として、住民の身近な日常生活に直結する行政サービスを提供する役割を担っている。災害時に市の業務継続が的確に行われない場合には、次のような支障が生じる可能性がある。

- ① 市の総合調整機能が損なわれ、災害応急対策等を実施するうえで必要な福岡県や防災関係機関との連携・調整が不足した場合には、住民の生命、身体及び財産の被害が拡大する。
- ② 災害時にも中断できない通常業務について、業務の停止・遅延、優先順位の誤った判断・対応、不適切な資源配分等が発生した場合には、住民生活等への支障が拡大する。
- ③ 市の情報提供機能が失われた場合には、社会不安の増幅、治安の悪化、さらには市の信頼性の低下といった悪循環が生じ、住民生活への支障や社会問題が発生する。

本市は、災害時に上記のような支障を緩和・解消し、住民生活や社会経済活動を保護する必要がある。

そのため、本市は BCP を策定し、災害時にも市政の機能を維持することができるよう、あらかじめ準備しておく必要がある。

第2節 計画の目的

本計画は、災害時に優先して実施する必要のある非常時優先業務をあらかじめ選定し、必要な対策を実施することにより、市政の早期復旧を図り、住民の生命、生活及び財産を災害から保護することを目的とする。

第3節 業務継続基本方針

本市は、次の方針で災害時における業務継続対応を実施する。

1 住民の生命、生活及び財産の保護

大規模災害が発生したときは、住民の生命、生活及び財産を災害から保護することを最優先する。

2 市政機能の確保

大規模災害が発生したときにも、限られた人的・物的資源を効果的に配置し、関係機関等と適切に連携して、住民生活に不可欠な行政サービスを維持する。

第4節 適用範囲

- ① 本計画の適用範囲は、市職員が実施している業務とする。
- ② 本計画は、各局別に行うべき業務の概要を記したものであるため、詳細については各所属において必要に応じて検討を行うものとする。
- ③ 指定管理者や委託事業者については、本計画の適用範囲外とするが、これらの事業者の業務に関する業務継続計画の策定を推進する。

第5節 計画の位置付け

北九州市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて北九州市防災会議が策定する法定計画であり、本市の地域にかかる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策業務及び災害復旧・復興についての事項を定めている。

一方、北九州市業務継続計画は、災害対策本部業務及び災害時にも住民生活に不可欠な優先度の高い通常業務を的確に実施するために、本市が独自に定めるものである。

なお、業務継続計画の内容については、内閣府が策定した「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き（平成28年2月）」を参考にしている。

BCPと地域防災計画の関係は、下図のとおりである。

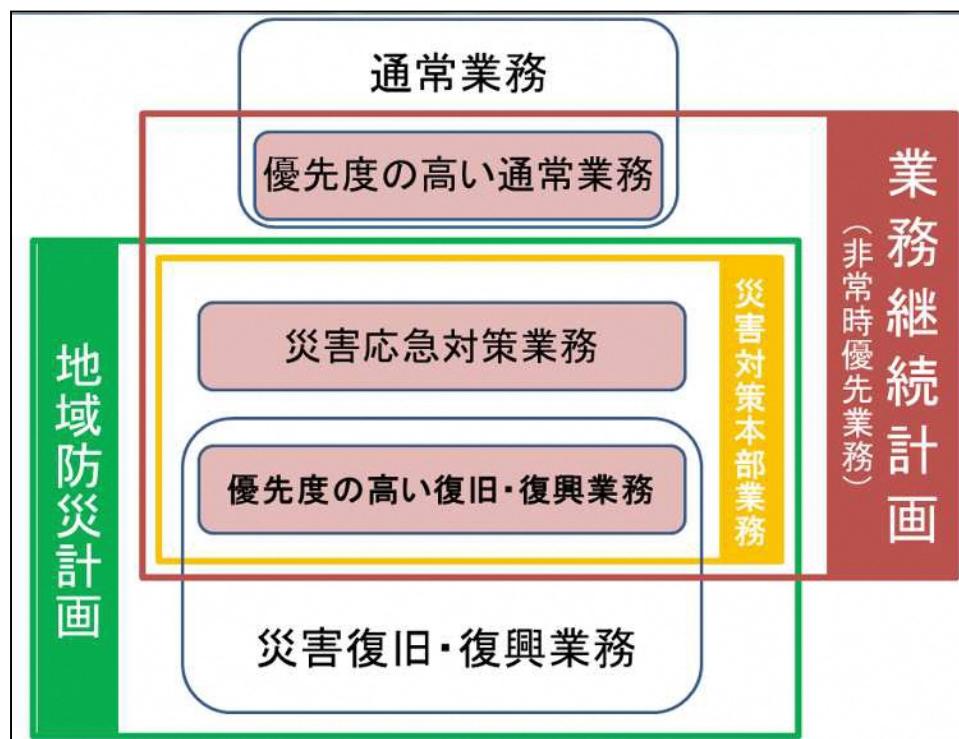


図 非常時優先業務の範囲

第2章 想定災害及び被害想定

第1節 想定災害

本計画で想定する災害は、職員の参集や安否確認、情報連絡等、市の業務執行態勢の確保にとって厳しい状況となることが想定される震源が「小倉東断層（破壊開始：中央下部）」の地震とする。

この地震は、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月、福岡県）において、本市の被害が最大となり、市の業務継続に重大な影響を与えると想定されている。

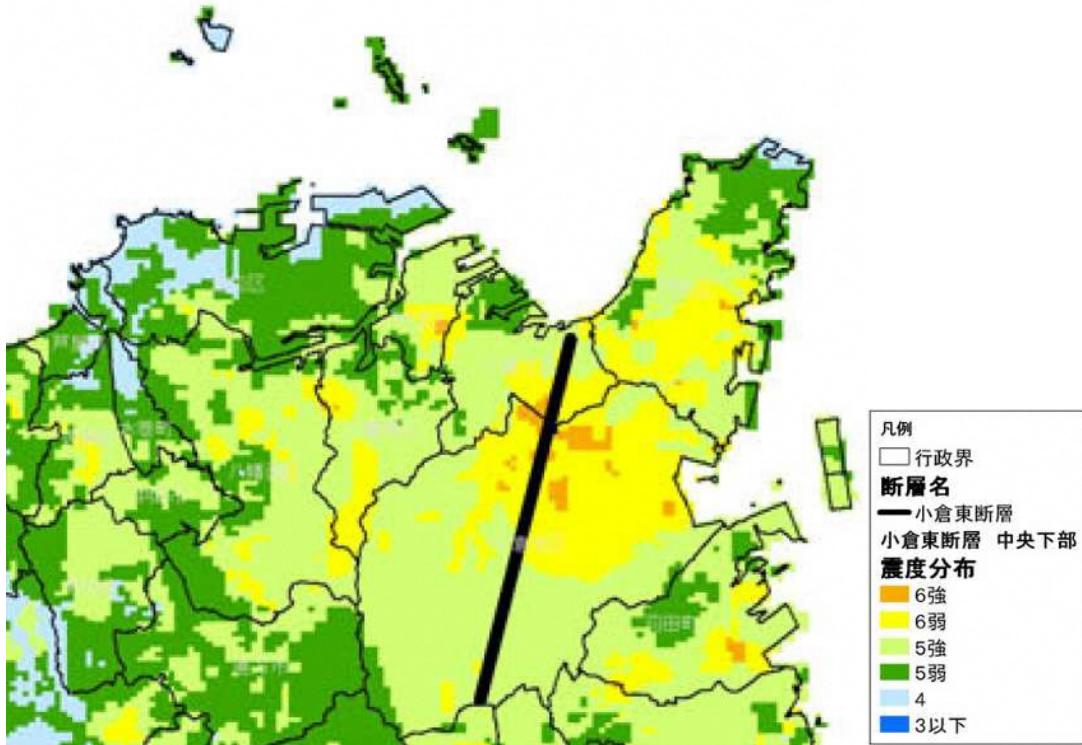


図 想定震度分布（小倉東断層（破壊開始：中央下部））
(出典：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月、福岡県))

第2節 被害想定

第1 人的被害、建物被害等

表 人的被害、建物被害等（小倉東断層（破壊開始：中央下部））

被害項目			想定される被害	
建物被害	木造	全壊	5,606	(棟)
		半壊	3,709	(棟)
	非木造	大破	566	(棟)
		中破	695	(棟)
地震火災被害	全出火		35	(件)
	炎上出火		23	(件)
	消火件数		21	(件)
	延焼出火		2	(件)
	消失棟数		4	(棟)
人的被害	死者		429	(人)
	負傷者		3,780	(人)
	要救出者数	要救出現場数	2,469	(現場)
		要救出者数	3,687	(人)
	要後方医療搬送者数		378	(人)
要救援者	避難者数		21,380	(人)
	食料供給対象人口		357,452	(人)
	給水対象世帯		168,145	(世帯)
	生活物資供給対象人口		21,380	(人)

(出典：「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月、福岡県))

第2 ライフライン被害

供給側では、一般的に震度5弱以上の地震でライフラインの停止があるといわれており、震度とライフラインの影響・復旧の目安は、表のとおりである。

表 地震によるライフライン被害と復旧の目安

種別	震度と被害の目安	復旧までの日数 (阪神・淡路大震災)
電気	震度5弱で停電する家庭があり、震度6弱になると、一部地域で停電する。	6日
ガス	震度5弱で安全装置（マイコンメーター）が作動してガスが遮断され、震度5強になると、一部地域で供給が停止されることがある。	84日
水道	震度5弱でまれに水道管の被害が発生し、断水することがあり、震度5強になると、一部地域で供給が停止されることがある。	42日
下水道	水道と同様であるが、停電や下水道の被害により排水困難な地域が多発する可能性がある。	30日
電話	地震発生直後には、施設等の被害と輻輳により一般の電話は、使用不能になる可能性がある。	12日

第3節 その他の想定災害

本計画では、第2章第1節において「小倉東断層（破壊開始：中央下部）」を震源とする地震を想定災害としているが、その他風水害による自然災害においても本計画で対応することとなる。

第1 その他災害の想定

(1) 大雨

① 土砂災害

土砂災害防止法に基づき、渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が県によって指定されている。

② 浸水

水防法第14条に定める想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域は、洪水予報河川及び水位周知河川に設定されている。

河川ごとの想定しうる最大規模の降雨による浸水面積及び最大浸水深と、河川整備の目標となる計画規模の降雨による浸水面積及び最大浸水深は、以下のとおりである。

規模	項目	遠賀川水系	紫川水系	板櫃川	竹馬川	金山川
想定最大規模	降雨量	592mm/12h	966mm/24h	352mm/3h	337mm/3h	365mm/3h
	浸水面積	約 6 k m ²	約 12k m ²	約 3 k m ²	約 5 k m ²	約 1 k m ²
	最大浸水深	約 7 m	約 9 m	約 7 m	約 6 m	約 4 m
計画規模	降雨量	405mm/2d	278mm/24h	328mm/24h	52mm/h	236mm/24h
	浸水面積	約 4 k m ²	約 0.4k m ²	約 0.4k m ²	約 1 k m ²	約 0.1k m ²
	最大浸水深	約 5 m	約 3 m	約 2 m	約 2 m	約 1 m

(2) 台風等による高潮

水防法第14条の3に定める想定し得る最大規模の高潮浸水想定区域は、最悪の事態を想定し、我が国既往最大規模の台風とし、中心気圧は900hPa（室戸台風級）、最大旋風速半径は75km（伊勢湾台風級）、移動速度は73km/h（伊勢湾台風級）で設定している。

河川流量は、洪水予報河川、水位周知河川に対して、各河川整備の目標となる計画規模降雨により発生する流量（基本高水流量）にダムや遊水池の効果を考慮したものを与える。

潮位は、朔望平均満潮位に異常潮位を考慮したものを使用している。

想定最大規模の台風と、それよりも頻度が高いその他の規模の台風による浸水想定区域の設定条件は、以下のとおりである。

項目	想定最大規模		その他の規模
	玄界灘沿岸	豊前豊後沿岸	
台風の中心気圧	900hPa（室戸台風級）		930hPa
台風の半径	75km（伊勢湾台風級）		
台風の移動速度	73km/h一定（伊勢湾台風級）		
台風の進行方向	東進型	東進型（響灘、関門海峡） 北西進型（周防灘）	北東進型

玄海灘沿岸の想定最大規模の高潮による市内の浸水面積は、若松区において 50 ha、八幡西区において 180 ha である。

豊前豊後沿岸の想定最大規模の高潮による市内の浸水面積及び最大高潮水位は、以下のとおりである。

区域	浸水面積 (ha)	最大高潮水位 (T.P.m)
門司区	1,650	10.1
小倉北区	1,310	5.9
小倉南区	2,000	9.9
若松区	2,510	5.6
八幡東区	220	6.1
八幡西区	1,110	6.2
戸畠区	800	6.5
計 (市全体)	9,560	10.1

注：浸水面積は河川等を除いて、一の位を切り上げた値。数値の切り上げの関係上、区の浸水面積を足し合わせたものと、市全体の合計の値は一致しない。

第2 主な災害履歴

過去、本市に災害救助法が適用となった災害は、次の4件である。

- ・昭和28年6月の豪雨では、現在の北九州市内で死者175名、行方不明8名、建物被害（全壊、半壊、浸水等）8万棟以上の被害を受けた。
- ・昭和47年7月の豪雨では、死者2名、建物被害（全壊、半壊、浸水等）3千棟以上、山崖くずれ301か所の被害を受け、自衛隊の派遣要請を行っている。
- ・昭和56年7月の豪雨では、死者3名、建物被害（全壊、半壊、浸水等）3千棟以上、山崖くずれ402か所の被害を受けた。
- ・平成11年9月の台風第18号の暴風雨では、周防灘沿岸で高潮による甚大な被害が発生し、死者2名、建物被害（全壊、半壊、浸水等）1千棟以上の被害を受けた。

表 過去の主な風水害

発生年月	種別	災害救助法 適用	自衛隊 派遣要請	被害概要
S28. 6	大雨	○		死者 175 名、行方不明 8 名、負傷者 626 名 全壊 1,079 棟、半壊 2,500 棟、流失 233 棟 浸水 79,064 棟、一部破損 109 棟
S47. 7	大雨	○	○	死者 2 名、負傷者 3 名、山崖くずれ 603 か所 全壊 20 棟、半壊 33 棟、浸水 3,366 棟
S56. 7	大雨	○		死者 3 名、負傷者 7 名、山崖くずれ 402 か所 全壊 11 棟、半壊 20 棟、一部破損 87 棟 浸水 3,281 棟
H11. 6	大雨		○	死者 1 名、半壊 1 棟、一部損壊 11 棟 浸水 211 棟、崖くずれ 131 か所
H11. 9	暴風雨 (台風第 18 号)	○		死者 2 名、負傷者 6 名、崖くずれ 5 か所 全壊 5 棟、半壊 95 棟、一部損壊 537 棟 床上浸水 295 棟、床下浸水 236 棟
H21. 7	大雨		○	死者 1 名、負傷者 2 名、崖くずれ 106 か所 全壊 1 棟、半壊 3 棟、一部損壊 29 棟 床上浸水 124 棟、床下浸水 195 棟
H22. 7	大雨		○	全壊 2 棟、半壊 2 棟、一部損壊 23 棟 床上浸水 44 棟、床下浸水 138 棟 崖くずれ 130 か所
H30. 7	大雨		○	死者 2 名、負傷者 5 名、崖くずれ 407 か所 全壊 14 棟、半壊 15 棟、一部損壊 99 棟 床上浸水 116 棟、床下浸水 169 棟

第3章 業務継続に必要な重要6要素

本章では、業務継続計画の中核となる要素として、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」で定める重要な6要素を選定する。

第1節 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

第1 災害対策本部設置時における首長等不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(1) 市長不在、又は連絡不能な場合の対策

市長が不在、又は連絡不能でその職務の執行が不可能な場合には、災害対策本部長の職務をはじめとする災害応急対策に係る市長の職務権限や、その他災害対策に必要な意思決定等については、下記の順位により代理することとする。

第一順位	第二順位	第三順位
副市長 (危機管理担任副市長を第一順位とする)	危機管理監	危機管理室長

(北九州市地域防災計画（災害対策編）第3章第1節参照)

(2) 管理職不在、又は連絡不能な場合の対策

災害時には、判断を下す管理職が不在、又は連絡不能な場合が考えられるため、各部や各班において、業務が滞らないよう、あらかじめ代行者を定めておくこととする。

(3) 職員の参集体制

災害時には、地域防災計画に基づき、防災指令（下表）に指定された職員を動員・配備する。なお、市内で震度4以上の地震が発生した場合は、個別の連絡・指示を待たずに参集することとしている。

また、災害発生後又は夜間に参集が必要な場合で、公共交通機関等が利用できずに所定の配備場所につくことができない場合には、安全な手段を各自判断して最寄りの区役所・出張所等に臨時参集し、区対策部長等の指示に従うこととしている。

【防災指令の発令基準（風水害）】

区分	防災 指令名	発令基準	動員・配備す べき職員の基 準	北九州市危機管理 基本指針に基づく 危機レベル
災害警戒本部	初動警戒体制	気象台が注意報又は警報を発表し、災害発生のおそれがあるとき。	情報収集及び伝達に必要な人員	橙色 (オレンジ)
	初動警戒体制 (避難準備)	台風等の接近時又は気象台が注意報を発表し、警報に切り替える可能性を言及している場合で、避難準備・高齢者等避難開始の発令基準に該当するとき。	避難所開設に伴う避難者への対応等に必要な人員	
	警戒体制	気象台が注意報又は警報を発表し、軽微な災害が発生したとき。	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	
災害対策本部	第1配備体制	災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	災害に対する応急対策活動に必要な人員	赤色 (レッド)
	第2配備体制	災害救助法の適用を要する程度の災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	総合的な応急対策活動に必要な人員	
	第3配備体制	市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	全職員	

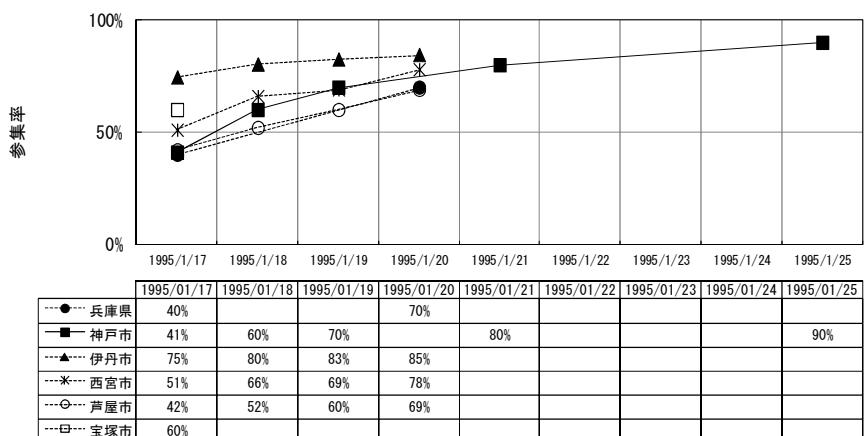
【防災指令の発令基準（震災）】

区分	防災指令名	発令基準		動員・配備すべき職員の基準	北九州市危機管理基本指針に基づく危機レベル
		市内の震度	津波注意・警報		
災害警戒本部	初動警戒体制		「福岡県瀬戸内海沿岸」又は「福岡県日本海沿岸」の予報区に津波注意報が発表されたとき。	情報収集及び伝達に必要な人員	橙色 (オレンジ)
	警戒体制	震度4		軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	
災害対策本部	第1配備体制	震度5弱	「福岡県瀬戸内海沿岸」又は「福岡県日本海沿岸」の予報区に、「大津波」又は「津波」の津波警報が発表されたとき。	災害に対する応急対策活動に必要な人員	赤色 (レッド)
	第2配備体制	震度5強		総合的な応急対策活動に必要な人員	
	第3配備体制	震度6弱以上		全職員	

(北九州市地域防災計画（災害対策編）第3章第2節抜粋)

【職員の参集率】

阪神・淡路大震災の事例では、職員の参集率は、下図のとおりであり、神戸市では発災当日は4割程度であった。



「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査」(内閣府)を基に作成。

[http://www.bousai.go.jp/kencho-hanshinawaji/hanshin_awaji.html]

第2節 主要庁舎等が使用できなくなった場合の代替施設

本計画で定める「災害対策本部業務」及び「優先度の高い通常業務」を行うためには、主要庁舎（市役所本庁舎や各区役所）が被災し、使用困難となった場合の代替施設をあらかじめ検討しておく必要がある。

特に、「災害対策本部業務」を行う災害対策本部及び区対策部は、庁舎が被災し、使用困難となった場合には、直ちに代替施設へ移動し、継続して執務を行う必要がある。

第1 主要庁舎の被災リスク

(1) 地震による主要庁舎の被災リスク

本市では、平成21年3月（平成28年4月改定）に「北九州市耐震改修促進計画」を策定し、市有建築物の耐震化を進めている。

防災拠点として機能する市役所本庁舎及び各区役所は、新耐震設計の建物、旧耐震設計で耐震改修済みの建物又は、旧耐震設計で対策が不要とされている建物であるため、本市で想定される震度6弱（一部震度6強）に達する程度の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低い。

しかしながら、執務場所では、事務什器等の移動・転倒や、電気等のライフライン停止により、場合によっては、執務が困難となることも予想される。

このため、地震発生後に庁舎の安全を確認し、使用困難になった場合には、代替施設へ移動し、執務を行うこととする。

(2) 風水害による主要庁舎の被災リスク

主要庁舎のうち「八幡東区役所」は、一部が土砂災害警戒区域に指定されている。

河川ごとの浸水想定として、河川整備の目標となる計画規模降雨による主要庁舎の浸水は想定されていないが、「市役所本庁舎」及び「小倉北区役所」は、水防法に基づき福岡県が平成30年4月に公表した紫川の想定最大規模降雨による浸水が想定されている。

また、「小倉北区役所」、「若松区役所」及び「八幡西区役所」が入居する「コムシティ」は、水防法に基づき福岡県が令和元年12月に公表した豊前豊後沿岸の想定最大規模の高潮による浸水が想定されている。

これらの浸水による建物の構造への被害はない見込みであるが、庁舎の受電設備が浸水被害を受けた場合には、電力の再供給まで数カ月かかるこもありうる。

このため、浸水後に庁舎の状況を確認し、使用困難になった場合には、代替施設へ移動し、執務を行うこととする。

なお、「八幡西区役所」が入居する「コムシティ」については、想定最大規模の高潮により浸水が想定されているが、非常用発電機等は浸水が想定されていない高さに設置されている。

表 主要庁舎の耐震状況と被災リスク

庁舎	耐震状況	土砂災害警戒区域	紫川の想定最大規模降雨による浸水想定※1	豊前豊後沿岸の想定最大規模の高潮浸水想定※2
市役所本庁舎	○	—	0.5～3.0m未満 12時間未満	—
門司区役所	○	—	—	—
小倉北区役所	○	—	3.0～5.0m未満 12時間～1日未満	2.2m 12時間
小倉南区役所	○	—	—	—
若松区役所	○	—	—	1.1m 8時間
八幡東区役所	○	一部該当	—	—
八幡西区役所	○	—	—	3.0m 16時間
戸畠区役所	○	—	—	—

※1) 水防法に基づいて福岡県が平成30年4月に公表した紫川の想定最大規模降雨による浸水想定を記載。(上段：浸水深 下段：浸水継続時間(浸水深0.5m以上))

※2) 水防法に基づいて福岡県が令和元年12月に公表した豊前豊後沿岸の想定最大規模の高潮による浸水想定を記載。(上段：最大浸水深 下段：浸水継続時間(浸水深0.5m以上))

第2 代替施設の選定

(1) 代替施設候補について

災害により、主要庁舎が使用不能となった場合の代替施設は、下表のとおりとする。

表 主要庁舎の代替施設候補について

主要庁舎	災害対策本部または区対策部の代替施設候補	左記以外の執務のための代替施設候補
市役所本庁舎 〔小倉北区役所内にある 本庁部局を含む〕	消防局本庁舎 ※2	西日本総合展示場 本館 ※1、3 西日本総合展示場 新館 ※4
門司区役所	門司区役所 東棟 ※1	小倉北区役所 小倉南区役所
	門司区役所 別館	
小倉北区役所	男女共同参画センター（ムーブ）	小倉南区役所 戸畠区役所 八幡東区役所
	生涯学習総合センター	
小倉南区役所	曾根出張所 ※5	小倉北区役所 八幡東区役所 門司区役所
	北九州市立大学	
	総合農事センター ※1	
若松区役所	島郷出張所 ※6	戸畠区役所 八幡西区役所
八幡東区役所	八幡東区生涯学習センター	戸畠区役所 八幡西区役所
八幡西区役所	折尾出張所 ※5	八幡東区役所 若松区役所 戸畠区役所
	八幡南出張所	
戸畠区役所	北九州市立戸畠高等専修学校	小倉北区役所 八幡東区役所

代替施設を使用する場合の留意点は、下記のとおり。

① 地震について

※1) 「西日本総合展示場 本館」、「門司区役所 東棟」及び「総合農事センター」は、旧耐震設計で耐震補強が実施されていない。

② 風水害について

※2) 「消防局本庁舎」は、紫川の降雨による浸水や、高潮による浸水が想定されているが、受電設備等は浸水が想定されていない高さに設置されている。

※3) 「西日本総合展示場 本館」は、紫川の降雨による一部浸水や、高潮による浸水が想定されているが、受電設備等は浸水が想定されていない高さに設置されている。

※4) 「西日本総合展示場 新館」は、紫川の降雨による浸水や、高潮による浸水が想定されている。

※5) 「曾根出張所」及び「折尾出張所」は、高潮による浸水が想定されている。

※6) 「島郷出張所」は、高潮による一部浸水が想定されている。

(2) その他施設の検討方法について

前項による代替施設の使用が困難となった場合の対応については、被災状況や必要な職員の執務スペース、執務内容、移動に要する時間や期間、今後の災害の危険性等を考慮し、下記の順で、執務可能な施設の検討を行う。

【検討 1】必要な職員の執務スペース等を考慮し、主要庁舎間（本庁舎及び各区役所）での代替が可能であるかの検討を行う。なお、市民サービスについては、臨時窓口を設置するなど、居住区での対応が行えるよう検討する。



【検討 2】被災した主要庁舎周辺の利用可能な市有施設や民間ビルを代替施設とする。



【検討 3】被災した主要庁舎周辺に利用可能な施設がない場合は、広域も含めて代替可能な施設を検討する。



【検討 4】必要に応じてプレハブ等の仮設庁舎の設置を検討する。

なお、被害状況によっては代替施設での職員の執務スペースの確保が困難となることが予想されるため、必要な通常業務の絞り込みや、複数施設への分散移転を検討するほか、テレワーク等の在宅勤務の実施についても検討を行う。

第3節 電気・水・食料等の確保

第1 電源（非常用発電機）の確保

災害による停電に備え、災害対策本部及び区対策部を設置する市役所本庁舎及び各区役所では、防災・情報通信設備などの庁舎機能を維持するため、非常用発電設備を設置している。

本庁舎の非常用発電設備は、停電時、750KVA(600kw)の供給能力を持ち、連続72時間の運転が可能である。各区役所の非常用発電設備については、保安距離の確保が難しいなど、現状の区役所に物理的な制約がある中で、最大限可能な整備をすすめており、「災害時における燃料供給協定に基づく優先供給」を1回受けることで、72時間運転可能な状態を確保することとしている。

表 主要庁舎の非常用発電機の状況（令和2年4月現在）

庁舎	燃料種類	発電量(KVA)	タンク容量(l)	運転時間(h)
市役所本庁舎	A重油	750	14,950	72
門司区役所（本館）	軽油	45	198	13.7
小倉北区役所 東棟	軽油	400	5,490	27.5
小倉南区役所	軽油	200	950	70
若松区役所 西棟	重油	120	1,950	88
八幡東区役所	軽油	100	990	39
八幡西区役所	A重油	1,000	19,500	72
戸畠区役所	軽油	115	700	70

※運転時間：区対策部の必要電力量に対する非常用発電機の連続運転の見込時間

第2 非常用発電機用の燃料

燃料補給が必要な場合は、福岡県石油商業・協同組合北九州支部との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定（平成26年3月11日締結）」により、優先供給を受ける。なお、各施設の担当課は、平時から複数の給油取扱所との体制を確認しておくこと。

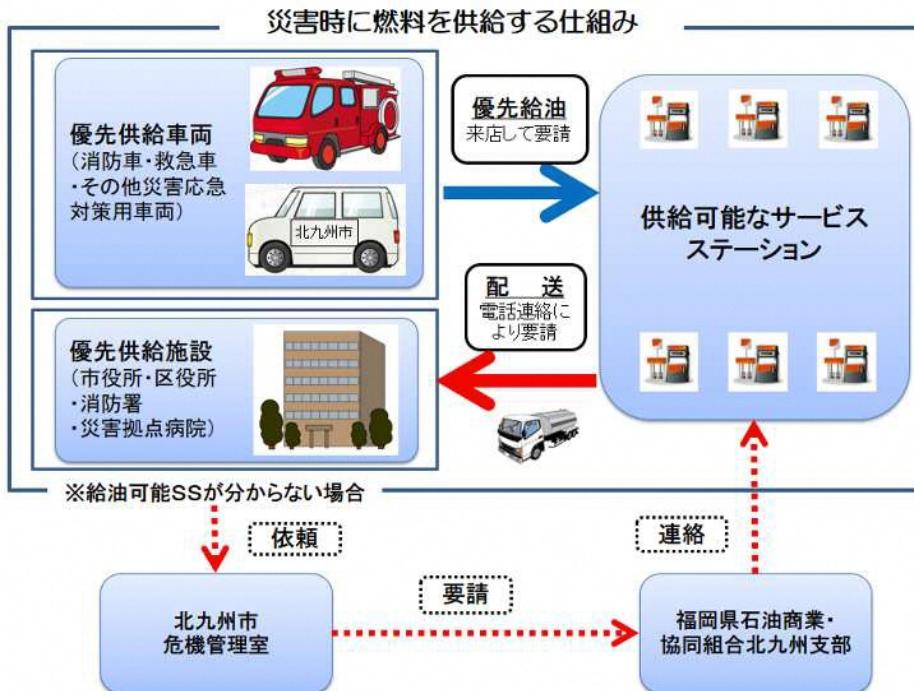


図 災害時に燃料を供給する場合のイメージ図

第3 職員用の水、食料等の備蓄

(1) 備蓄数量

阪神・淡路大震災の事例では、神戸市での職員の参集率は、発災直後4割程度であったことから、本市の発災直後の職員参集率を4割と算定し、第3配備体制（職員全員配備）約8,000人×40%＝3,200人分の非常用食料及び飲料水を備蓄している。

（1人あたり3食、3ℓを1日分備蓄）

(2) 職員用の非常用食料及び飲料水を使用する状況

ア 災害対応により、職員が帰宅できない状況

イ 市内全域の被災などにより、購入による即時の食料確保が困難な状況

第4節 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

第1 有線施設不通の場合の対策

有線通信不能の場合の対策として無線の活用を下記のとおり図るものとする。

(1) 同報系防災行政無線の利用

消防局、市庁舎、区役所、消防署、港湾空港局、交通局に配置している同報系防災行政無線を使用する。

(2) 災害復旧用無線電話の利用

防災関係機関が市内外との通信連絡を必要とする場合において、西日本電信電話株式会社が北九州市、警察、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等に配備する災害復旧用無線電話等を利用する。

(3) 福岡県防災・行政情報通信ネットワークの利用

県庁と国、市町村及び防災関係機関を結ぶ防災行政無線装置を利用する。

(4) 消防無線の利用

(5) 市水道無線の利用

(6) 国際海上VHF港湾無線の利用

(7) 防災関係機関通信施設の優先利用

災害対策基本法第79条に基づき、警察、海上保安本部、九州旅客鉄道株式会社、西鉄バス北九州株式会社その他防災関係機関の協力を得て、同機関の通信施設の優先利用を図り、県その他市内外との通信連絡を図る。

(北九州市地域防災計画（災害対策編）第2章第9節抜粋)

第2 災害通信施設の整備

市管理の災害通信用施設としては、同報系防災行政無線、消防無線、水道無線、国際海上VHF港湾無線、福岡県防災・行政情報通信ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク及び災害応急復旧用無線電話があるが、更に整備拡大を図るものとする。

(北九州市地域防災計画（災害対策編）第2章第9節抜粋)

第3 災害時優先電話の整備

災害対応用に各種災害時優先電話を整備している。

(北九州市地域防災計画（付属資料編）第3章第2節参照)

第5節 重要行政データのバックアップ

災害による重要行政データの消失を防止するため、総務局情報政策課が重要行政データのバックアップ及び遠隔地への保管を行っている。

その他非常時優先業務システムの整理等のICT部門の業務継続計画については、別途定めておくものとする。

第6節 非常時優先業務の整理

非常時優先業務を以下のとおり、選定した。

第1 業務区分

非常時優先業務を、下表のとおり区分した。

業務区分	内容
災害対策本部業務	北九州市地域防災計画に定められた災害対策本部の各部・班の分掌事務。
優先度の高い通常業務	各局・区・室等が所管する業務について、業務停止による影響度及び発災後の復旧目標を評価し、災害時にも継続または早期復旧を図る必要があると判断し、選定した業務。

第2 選定基準

(1) 災害対策本部業務

北九州市地域防災計画（付属資料編）北九州市災害対策本部事務分担表に掲載している業務を全て非常時優先業務とした。

(2) 優先度の高い通常業務

優先度の高い通常業務については、次の2項目で評価し、選定した。

ア 業務停止による影響度

業務停止によって発生する影響の内容及び影響の度合いを下表により評価した。

影響の観点	影響の内容（例）
① 住民の生命・生活・財産の保護	住民への給付金交付業務の遅滞及び中断により、受給者の生活に大きな影響がある。
② 法令遵守	〇〇法に定める期限を遵守できなくなる。
③ 市の機関及び他機関等への業務の影響	各部課との調整の遅滞及び中断により、業務実施が困難になる。
④ その他	都市政策に関する業務の遅滞及び中断により、業務に影響がある。

イ 影響の大きさ

発災後の経過時間ごとに（発災直後、1・3・6・12時間後、1・2・3日後、1週間後、2週間後、1ヵ月後）、下表の評価基準に基づき、5段階で評価した。

止 し た 場 合 の 影 響 例	影響度				
	1 (軽微)	2 (小さい)	3 (中程度)	4 (大きい)	5 (甚大)
経過時間まで業務停 止した場合の影響例	社会的影響はわずかに留まる。ほとんどの人はその行政対応の許容可能範囲であると理解する。	若干の社会的影響が発生する。しかし大部分の人は、その行政対応は許容可能範囲であると理解する。	社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じるが、過半数の人はその行政対応は許容可能範囲であると理解する。	相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半数の人はその行政対応は許容可能範囲外であると考える。	甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的な批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能範囲外であると考える。

（参考：「中央省庁業務継続ガイドライン 第1版」（平成19年6月、内閣府防災担当））

第3 具体的な非常時優先業務と着手時期

(1) 災害対策本部と災害対策センターについて

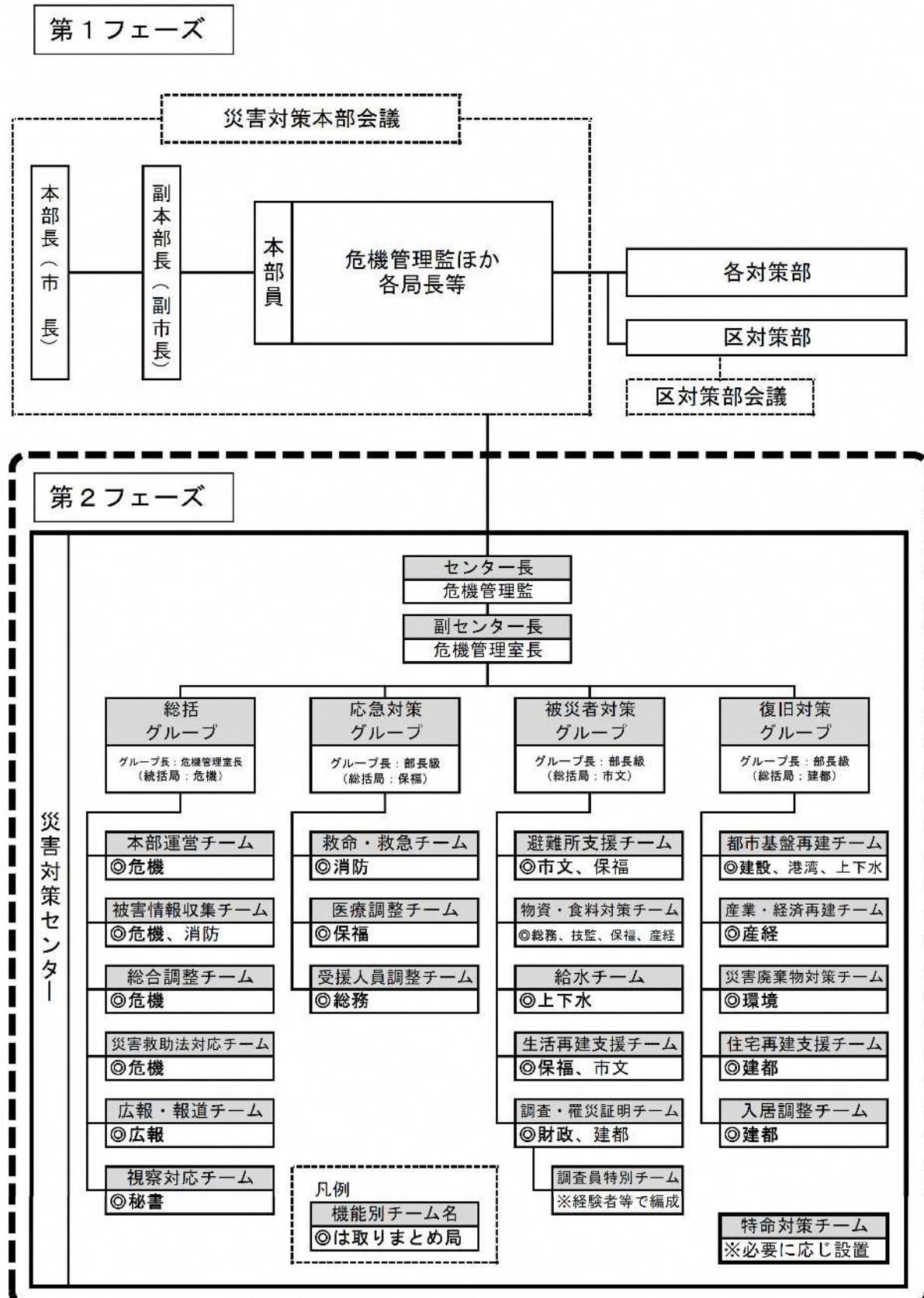
市域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、「北九州市災害対策本部組織図」の「第1フェーズ」のとおり、市長は災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、北九州市災害対策本部を設置し、各局・区が所管業務に応じて、災害予防及び災害応急対策を実施する。

さらに、市内で全壊家屋が150世帯を超えるような大規模災害が発生し、市長が必要と認める場合には、「北九州市災害対策本部組織図」の「第2フェーズ」のとおり、災害対策本部に関係部署の担当が集まり、情報を共有し、災害応急対策を的確かつ迅速に決定する「災害対策センター」を設置する。

「災害対策センター」は、4つのグループで構成し、「各対策グループ」に付随する業務ごとに19の「機能別チーム」を必要に応じて設置する。

また、災害状況を踏まえ、必要な災害対応を担う「特命対策チーム」を設置する。

【北九州市災害対策本部組織図】



(2) 主な非常時優先業務の対応方針と着手時期について

大規模災害時に想定される主な非常時優先業務について着手すべきタイミングと対応方針について下記のとおり整理した。

表 着手時間毎の対応方針に基づく非常時優先業務

着手時間	対応方針	主な非常時優先業務
発災直後	市民・職員の生命の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導・消火・救出救助活動
3時間以内	初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・災害対策本部、各部、区本部等の設置および会議の開催 ・消防・救急・医療体制の確立 ・警察・自衛隊・他都市の消防・D M A T 等への支援要請
24時間以内	応急活動の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・重要施設の安全確認 ・二次被害の予防（危険箇所における避難対応等） ・市管理施設（道路・橋りょう・上下水道・港湾・交通等）の被害調査・応急復旧 ・応急危険度判定の実施 ・避難行動要支援者への対応 ・衛生環境の回復（防疫・保健衛生活動等） ・多数遺体の取扱い ・重要な業務システムの再開 ・警察・自衛隊・他都市の消防・D M A T 等との連携
	被災者支援活動の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設・運営、避難者への物資供給体制の確保 ・運搬給水活動 ・災害救助法の適用申請
	応・受援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結先および他自治体等への支援要請 ・庁内支援の実施
	重要な手続き等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙等、重要行事の延期措置
3日以内	被災者支援活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設・運営 ・避難所生活の水準の向上 ・生活再建等に係る広報・広聴 ・応急給水拠点の開設 ・市管理施設（道路・橋りょう・上下水道・港湾・交通等）の復旧 ・建物被害認定調査の実施体制の整備 ・市街地のごみ等の収集および処理 ・災害対応に必要な経費の支出 ・優先度に応じた業務システムの再開
1週間以内	復旧に向けた業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動との連携体制の構築 ・個別被害状況調査業務 ・学校教育の再開準備
	復興に向けた体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・復興本部の設置
2週間以内	被災者の生活再建	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の発行 ・被災者の住まいに関する支援 ・産業の復旧・復興に係る業務
	重要な行政事務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口業務の再開（申請書の受理・証明書発行等）
1ヶ月以内	復興に向けた業務の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅等の提供・被災した住宅の応急修理 ・災害復興組織の設置

(3) 非常時優先業務と着手時期（タイムライン）

災害対策本部（災害対策センター）及び各部署別の主要な非常時優先業務を時間軸に沿つて、個別具体的に記載した。

なお、災害の状況等により対応すべき業務内容や時間軸（着手時期）は異なってくることに留意する必要がある。

■災害対策本部（災害対策センター）

発災直後に実施する業務			
担当	種別	業務名	実施概要
すべて	災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
総括グループ 被害情報収集チーム (危機管理室) (消防局)	災害	被害の程度や甚大な被害に関する収集状況の把握	各部署から緊急的に寄せられた被害情報や、消防ヘリコプターのテレビ映像、報道等、あらゆる手段を活用して、発生した災害の規模や、重大な被害の把握を行う。
3時間以内に着手する業務			
すべて	災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
総括グループ 総合調整チーム (危機管理室)	災害	非常用発電機等の燃料の確保	災対本部等の需要量を確認し、関係部局と協定締結団体および電力事業者等との調整を図る。
総括グループ 被害情報収集チーム (危機管理室) (消防局)	災害	気象情報の収集	気象庁から地震、大雨等気象に関する情報を入手する。
	災害	被害の集計および記録	関係部署からの報告を基に、被害の集約および活動記録をとりまとめる。
	災害	福岡県への報告に関するこ	・発災30分以内の市内災害状況を福岡県に報告する。 ・以後、定期的に報告を行う。
	災害	防災行政無線の維持管理	・防災行政無線の動作状況を確認する。 ・以後、関連設備等を含め、無線機能を維持管理し、通信の有効活用に努める。
	災害	総合防災情報システム等の維持管理	・総合防災情報システムの動作状況を確認する。 ・防災情報北九州を非常用コンテンツに切替える。 ・本部事務局内の映像装置を立ち上げる。 ・以後、総合防災情報システムの維持管理を行う。
	災害	区対策部との連携体制の構築	区対策部の設置状況や通信の確認を行う。
	災害	避難勧告・指示等に関するこ	災害種別や被害の状況、今後予想されるリスクを勘案し、災害対策本部として必要な避難勧告・指示等を発令するための情報提供および意見具申を行う。
	災害	津波に関する状況の把握	津波の到達範囲および浸水深等の概況把握のため、関係部署等からの情報を収集する。

総括グループ 被害情報収集チーム (危機管理室) (消防局)	災害	被害情報の集計（人的被害・火災情報等）	<ul style="list-style-type: none"> 各局、各区等からの被害状況の報告をもとに、被事件数等の集計を開始する。 なお、初動期の集計は災害概況がわかるものが求められるため、不確定かつ概数での把握を行い、報道提供や県への報告の際には見込み情報として提供する。
総括グループ 被害情報収集チーム (危機管理室) (消防局) 広報・報道チーム (広報室)	災害	緊急避難に関する広報の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市民の生命に直結する情報を収集する。 防災行政無線、メール配信システム、LINE、ツイッター、市ホームページ、緊急速報メール、各放送メディア等を使用し、広報を実施する。 多言語による広報については企画調整局に対応を依頼する。
総括グループ 本部運営チーム (危機管理室)	災害	代替施設の確保	本庁舎の被災状況（電源含む）に応じ、消防庁舎等に代替施設を確保する。
総括グループ 本部運営チーム (危機管理室) 広報・報道チーム (広報室)	災害	全市的な広報に関するここと	災害対策本部会議の指示事項等を踏まえ、関係部署との連絡調整を図り、広報内容（報道発表資料等）の取りまとめおよび適切なツールによる広報を実施する。
	災害	報道機関との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> 記者発表の実施に向けた調整を行う。 広報責任者を設置し、取材ルールについて、報道機関に周知する。 市内の被害状況を報道機関等に公表するとともに、以後、定期的に情報提供する。 記者発表資料を、関係部署に情報提供する。
総括グループ 広報・報道チーム (広報室)	災害	市民からの電話対応に関するここと	北九州市コールセンターと連携し、市民からの問い合わせ電話等に対応する。
総括グループ 本部運営チーム (危機管理室)	災害	災害対策本部（災害対策センター）の設置・体制の確立に関するここと	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部（災害対策センター）を設置する。 本部の設置を福岡県に報告する。 本部の通信設備・OA機器の確保等、災害対策本部の執務体制を確立する。
	災害	災害対策本部会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> 発災から3時間以内を目標に第1回本部会議を開催する。 以後、必要に応じ、適宜会議を開催する。 会議資料および会議録等を作成する。
	災害	本部指令の伝達	本部長の指示および本部員会議の決定事項を、関係部署に伝達する。

総括グループ 本部運営チーム (危機管理室) 応急対策グループ 救命・救急チーム (消防局)	災害	外部機関（自衛隊・緊急消防援助隊・警察等）への応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊による応援は、必要があれば本部長に具申したうえで、福岡県に派遣を要請する。 ・緊急消防援助隊による応援は、必要があれば本部長に具申したうえで、福岡県を通じて消防庁長官に要請する。 ・警察および海上保安庁による応援は、災対本部に派遣されたリエゾンと連携および情報共有を行い、必要があれば要請する。 ・その他、必要があれば国土交通省の T E C - F O R C E 等の要請を行う。
総括グループ 本部運営チーム (危機管理室) 応急対策グループ 救命・救急チーム (消防局)	災害	ヘリ離着陸場の確保	地域防災計画により指定されたヘリコプター離着陸場について、使用の可否および関係局等との調整を行う。
	災害	応援部隊の受け入れ準備	消防、警察、自衛隊、海上保安庁、国土交通省等の応援部隊を受け入れるため、活動拠点となる施設の状況確認および関係局等との調整を行う。
	災害	救急隊の運用に関する事務	各消防署から救急隊の出動状況等の情報収集を行い、不足する場合は、配置場所の調整を図る。
	災害	救急に関する即報の作成に関すること	時間を区切り、各消防署から活動状況を収集し、必要により県および国へ報告する。
	災害	救急資器材に関する業務	救急隊の資器材使用状況を調査し、不足があれば市の保有備蓄や供給業者から手配する。
応急対策グループ 救命・救急チーム (消防局) 医療調整チーム (保健福祉局)	災害	応急救護所の設置・運用に関する業務	応急救護所内で、傷病者の怪我の程度や搬送先一覧を作成し、無線又は伝令等により時間毎の状況を報告させ、集計し、医療機関との調整に活用する。
	災害	D M A T 関係	D M A T の活動状況等を調査する。
	災害	救急対策に関する業務	管内の災害拠点病院へ患者の受け入れ調整を行う。
	災害	救急医療関係機関との連絡調整	各災害拠点病院への傷病者の収容状況を調査して、1箇所に傷病者が集中しないように消防指令センターと活動中の救急隊と調整を図る。
応急対策グループ 医療調整チーム (保健福祉局)	災害	災害救急医療本部（本部班）の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市医師会は、市の要請に基づき、災害救急医療本部（本部班）を災対本部に設置する。 ・本部班の主な役割は、下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救急医療本部における大局的な判断と全体運営 ○ 災対本部、関係機関との総合調整 ○ 災害救急医療本部の活動に関する広報対応
被災者対策グループ 給水チーム (上下水道局)	災害	重要な医療施設・地域防災拠点の被害状況の確認	管内の被災状況を確認の上、応急給水活動（運搬給水）のための出動準備を行う。

復旧対策グループ 都市基盤再建チーム (建設局) (港湾空港局) (上下水道局)	災害	道路および橋りょうの被害状況の把握	警察・消防局・建設局・交通局・区対策部等から、市内主要道路および橋りょうの被害、通行可能な主要な道路、緊急輸送道路の状況等についての情報収集を開始する。
	災害	ライフライン機関との連絡調整に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 各ライフライン事業者に対し、各機関の被害状況等の情報収集を行う。 重要インフラ事業者に対し、災害対策本部への招集を依頼する。
	災害	被害状況の集約および情報提供	ライフラインに関する情報を集約し、被害情報収集チームに定時報告を行う。
24時間以内に着手する業務			
総括グループ 被害情報収集チーム (危機管理室) (消防局)	災害	公共施設の被災状況に関すること	各局、各区等からの報告に基づき、防災拠点および避難場所等の状況把握を開始する。
総括グループ 総合調整チーム (危機管理室)	災害	各機能別チームの総合調整に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況および各機能別チームの活動状況を鑑み、求められる対応についての調整を行う。 調整状況については、本部運営チームに情報提供を行ながら、適宜、必要な指示を受ける。
	災害	各部署への物資調達依頼	庁内の物資および資機材等の不足数を把握し、関係部署に対し、協定等による調達を依頼する。
総括グループ 広報・報道チーム (広報室)	災害	ライフライン・支援等に関する広報	市民に伝えるべき情報を緊急性等に配慮しながらインターネット等を活用し広報する。
	災害	安否確認方法に関する広報	<ul style="list-style-type: none"> 市民等の安否確認方法について広報する。 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板等による安否確認について周知する。
総括グループ 災救法対応チーム (危機管理室)	災害	災害救助法の適用判断に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況から災害規模を推測し、災害救助法の適用判断を行う。 適用が妥当と判断した場合には、内閣府等と調整し適用する。
応急対策グループ 受援人員調整チーム (総務局)	災害	職員参集・安否状況の確認に関すること	職員の参集状況を把握および集計する。
	災害	各部署への庁内応援調整	各部署からの職員の応援依頼に対し、業務の重要度等を勘案し、庁内職員による応援調整を図る。
	災害	他都市への応援要請	<ul style="list-style-type: none"> 支援自治体との連絡窓口を設定する。 庁内では対応出来ない人的ニーズをまとめ、業務の優先度に基づき、他の自治体への応援要請を行う。 支援内容に応じ、応援職員を速やかに受け入れるための施設（宿泊施設、事務室等）を必要に応じ確保する。

応急対策グループ 救命・救急チーム (消防局)	災害	応援救急隊との連絡調整に関する業務	応援要請した緊急援助隊の応援部隊に対し、活動場所、救急活動に関する連絡事項、負傷者の発生状況等を説明し、市内での活動を依頼する。
	災害	救急搬送業務	救急搬送・転院搬送における、各病院およびヘリコプターの臨時離着陸場の安全管理体制を確立する。
	災害	迅速な救助活動に向けた情報収集	広域応援要請や救助要請等に必要な情報について、関係部署からの報告や聴取等により収集する。
総括グループ 本部運営チーム (危機管理室) 応急対策グループ 救命・救急チーム (消防局)	災害	外部機関による活動の総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、警察、自衛隊、海上保安庁、国土交通省等の防災関係機関に対し、各機関の活動状況等について確認する。 ・必要に応じ、各広域応援部隊のリエゾンを災害対策本部に招集し、それぞれの活動調整を図る。
応急対策グループ 医療調整チーム (保健福祉局)	災害	D P A T 受入検討	必要に応じ、ふくおかD P A T調整本部への情報提供およびD P A T派遣要請を行う。
	災害	医療関係機関との連絡調整に関すること	傷病者の輸送手段および受け入れ先の確保に関する連絡調整を行う。
被災者対策グループ 物資・食料対策チーム (総務局) (技術監理局) (保健福祉局) (産業経済局)	災害	救援物資等の受入準備	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資等の集積場所及び緊急物資集配センター候補施設の被災状況を確認する。 ・区対策部に対し、各区の物資受入場所の確認を依頼する。
	災害	他都市への応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ・物的支援ニーズをまとめ、他の自治体への応援要請を行う。 ・支援物資等を速やかに受け入れるための物資受入場所等を確保する。
被災者対策グループ 物資・食料対策チーム (総務局) (技術監理局) (保健福祉局) (産業経済局) 総括グループ 総合調整チーム (危機管理室)	災害	輸送手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の車両の使用状況および車両の利用ニーズを把握し、物資等の輸送調整を行う。 ・府内の保有車両では対応できない場合、協定等を活用し、車両の確保を行う。
被災者対策グループ 避難所支援チーム (市民文化スポーツ局) (保健福祉局)	災害	避難者や避難所等の状況確認	区対策部を通じ、予定避難所や避難者の状況を把握するとともに、想定外の避難者への対応に向け、状況把握を行う。
	災害	避難所等への支援	区対策部を通じ、避難所等における物資や人的支援等のニーズを把握し、関係部署を通じて人的な応援要請や、各区への配分調整等を行う。

被災者対策グループ 避難所支援チーム (市民文化スポーツ局) (保健福祉局)	災害	被災者支援に関する市民への広報の実施	被災者支援に関する各種の情報（避難所の開設状況、各種支援情報等）について、関係部署や区対策部と連携し、被災者や避難者等に周知する。
被災者対策グループ 給水チーム (上下水道局)	災害	重要な医療施設・地域防災拠点の給水状況の把握	重要な医療施設・地域防災拠点の給水装置の被害状況および給水状況を把握する。
	災害	運搬給水等に関する業務	被害状況を踏まえて運搬給水等を開始する。
	災害	重要な医療施設・地域防災拠点・避難所に対する応急給水計画の策定に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を踏まえ、応急給水の計画を策定する。 応急給水計画を策定し必要な応援を要請する。
	災害	重要な医療施設・地域防災拠点・避難所に対する運搬給水等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 可能な場合は、運搬給水と管路による拠点給水を開始する。 応急給水計画に基づき運搬給水を開始する。 給水車への注水作業を行う。
復旧対策グループ 都市基盤再建チーム (建設局) (港湾空港局) (上下水道局)	災害	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な道路・橋りょう・上下水道・港湾等の応急復旧に関する業務 道路啓開の総合調整に関する業務 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路を中心に、関係部署から集まった情報を基に応急対策および復旧に関する連絡調整を図る。 関係部署と連携し、必要な主要道路等について啓開活動を実施するよう、国やその他関連組織への応援の要請・派遣の調整を行う。 関係部署と連携し、国やその他関連組織への応援の要請・派遣の調整を行う。
	災害	警察機関と連携した道路状況の情報共有	警察等と連携し、交通規制、迂回路選定、誘導等の措置、標識等に関する情報提供を行う。
	災害	緊急輸送道路に関するここと	<ul style="list-style-type: none"> 道路の被害状況を踏まえ、緊急輸送道路を指定する。 緊急輸送道路の確保のため、車両乗り入れの制限やドライバーへの周知等の対応を指示する。
	災害	被害状況を勘査した交通路の安全確保	被害の状況から、危険箇所について車両の進入を抑制し、交通の安全を確保する。
	災害	道路・橋りょう・上下水道・港湾等の被害への対応	被災した道路・橋りょう・上下水道・港湾等については、優先順位を考慮し、応急対策を実施する。
	災害	がけ崩れ箇所の応急対策に関する業務（自然がけ）	<ul style="list-style-type: none"> 関係部署と連携して情報収集を行い、応急対策を実施する。 被害規模によっては、国や建設業協会等への応援の要請・派遣を調整する。
	災害	がけ崩れ箇所の応急対策に関する業務（人工がけ）	<ul style="list-style-type: none"> 関係部署と連携して情報収集を行い、応急対策を実施する。 被害規模によっては、国や建設業協会等への応援の要請・派遣を調整する。
	災害	河川の被災確認および対応	河川および水路については、区対策部等のパトロールにより被害情報の収集を行い、国土交通省、県等河川に係る関係機関との連絡調整を行う。

復旧対策グループ 都市基盤再建チーム (建設局) (港湾空港局) (上下水道局)	災害	航路、泊地啓開の総合調整に関する業務	関係部署と連携し、必要な主要航路、泊地について啓開活動を実施するよう、国やその他関連組織への応援の要請・派遣の調整を行う。
	災害	港湾被害に関する関係機関への報告	関係部署からの港湾被害の報告を受け次第、災対本部のほか、国や関係機関への報告・情報共有を行う。
	災害	港湾被害に関する関係各団体への応援要請	被害状況の報告を受けた後、関係者間による作業分担等の調整を行い、関係各団体へ応援要請を行う。
復旧対策グループ 災害廃棄物対策チーム (環境局)	災害	廃棄物処理の実施に係る被害状況の把握	処理施設や収集運搬事業者の被害状況を確認し、翌日以降の廃棄物の処理の実施可否を判断する。(屎尿処理含む)
	災害	災害廃棄物の処理に向けた情報収集	災害廃棄物処理計画に基づき、災対本部を通じ、災害廃棄物推計発生量の算定や処理に資する情報収集を行い、関係部署と共有する。
復旧対策グループ 住宅再建支援チーム (建築都市局)	災害	市営住宅及び市公社賃貸住宅の被害状況等の確認	市営住宅及び市公社賃貸住宅の被害状況の確認を行うとともに、一時提供が可能な空き住戸を確認する。
3日以内に着手する業務			
総括グループ 被害情報収集チーム (危機管理室) (消防局)	災害	複合災害への警戒	発生した災害種別以外の新たな災害が発生する危険性を確認し、必要に応じて監視体制や職員動員体制等を整備する。
応急対策グループ 受援人員調整チーム (総務局)	災害	応援人員の管理運用	人員の不足状況、応援人員の専門性等を鑑み、応援人員を最適に配置し、運用する。
総括グループ 総合調整チーム (危機管理室)	災害	職員の飲料水および食料の確保	各部署からの要請をとりまとめ、職員用物資の確保および分配を行う。
被災者対策グループ 物資・食料対策チーム (総務局) (技術監理局) (保健福祉局) (産業経済局)	災害	救援物資等の配送調整	緊急輸送道路の状況を踏まえ、輸送業者等に対して適切な輸送ルートを提供する。
	災害	緊急物資集配センターの運用調整	緊急物資集配センターから各所に支援物資が適切に供給されるよう、関係部署及び関係機関との連絡調整を図る。
	災害	協定による生鮮食料品の提供	生鮮食料品の供給状況を確認し、被災により十分に供給できない場合、「全国中央卸売市場協会災害時相互応援協定」に基づき、応援要請を行う。
	災害	米穀の調達に関する業務	・米穀の供給が必要と判断された場合には、県に申請し、指定する卸売及び小売販売業者より引取り、区対策部に引き渡す。 ・緊急やむを得ない場合には、農林水産省政策統括官に要請を行う。

被災者対策グループ 給水チーム (上下水道局)	災害	重要な医療施設・地域防災拠点の給水復旧計画の策定	収集した情報を基に、重要な医療施設・地域防災拠点の給水の復旧計画を策定する。
	災害	重要な医療施設・地域防災拠点における給水確保のための優先的な復旧	重要な医療施設・地域防災拠点における給水の優先復旧を行う。
総括グループ 広報・報道チーム (広報室)	災害	風評被害の防止に関する広報	報道やインターネットの情報を確認し、風評被害発生防止のための情報発信等を行う。
	災害	予定避難所外避難者への広報	予定避難所外避難者向けに、FMラジオ（カララジオ）等を用いた情報提供を実施する。
応急対策グループ 救命・救急チーム (消防局)	災害	緊急消防援助隊等との救援活動内容に関する調整	<ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊等の活動状況の把握を継続とともに、捜索活動や活動場所等の変更に伴う調整等を行う。 必要に応じ、部隊の増援に関する調整を行う。
応急対策グループ 医療調整チーム (保健福祉局)	災害	D P A T 受入・活動調整	<ul style="list-style-type: none"> D P A T 活動拠点本部の設置および他都市からのD P A T 先遣隊等の受入れを行う。 派遣されたD P A T 隊の指揮・調整を行う。 D P A T の活動状況を県調整本部に報告するとともに、市内活動拠点本部との連携・活動調整を図る。
	災害	こころのケアチームの編成・派遣	必要に応じ、被災者のこころのケアを行うため「こころのケアチーム」を編成し、区役所保健師等と連携しながら避難所等への派遣を行う。
	災害	避難所における衛生指導	避難所等における食中毒予防啓発に関する調整を図る。
被災者対策グループ 生活再建支援チーム (保健福祉局) (市民文化スポーツ局)	災害	義援金窓口の開設および周知に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 口座等の義援金受入れ窓口を設置する。 募金箱を設置する。 義援金の受付について、広報・報道チームと連携し、広報を行う。
被災者対策グループ 避難所支援チーム (市民文化スポーツ局) (保健福祉局)	災害	避難所運営に係る応援職員の派遣要請	多数の避難所が設置された場合、受援人員調整チームを通じ、周辺市町村等に避難所運営に係る応援職員の派遣を要請する。
被災者対策グループ 調査・罹災証明チーム (財政局) (建築都市局)	災害	被害認定調査に係る調整業務	<ul style="list-style-type: none"> 受援に係る方針を決定し、受援人員調整チームに対し、府内および他都市からの職員派遣を要請する。 関係部署と協議し、調査方針を策定する。 他都市からの応援職員を含め、認定基準等を共有するため、調査実施に向けた研修を実施する。 必要な人員、交通手段、通信手段、資機材等の確保や調整を行う。
	災害	被害認定調査の開始時期確定	策定された調査方針および調査手法に基づき、建物被害認定調査の開始時期を確定する。

復旧対策グループ 都市基盤再建チーム (建設局) (港湾空港局) (上下水道局)	災害	ライフラインに関する総合調整	ライフラインの復旧および適切な分配を図るため、必要に応じて各事業者および関係部署への要請や調整等を行う。
	災害	広域的な道路および橋りょうの応急対策および復旧	・救出救助活動や救援物資搬送等の実施状況を踏まえ、優先復旧すべき道路や迂回ルート等の確保を図る。 ・福岡県と情報の共有や広域連携の調整を行う。 ・関係部署と連携し、国や建設業協会等への応援の要請・派遣を調整する。
	災害	河川および水路の応急対策および復旧	被害のある河川および水路について、優先順位に従い、応急対策および復旧作業を実施する。
復旧対策グループ 災害廃棄物対策チーム (環境局)	災害	災害廃棄物発生量の推計に関する業務	災害廃棄物発生量の推計を行い、以後の対応について関係部署と協議し検討する。
	災害	災害廃棄物の仮置場に係る調整	被害状況等により災害廃棄物の仮置場の開設が必要と認められる場合は、公園等の利用について関係部署を含め最終確認を行う。
	災害	災害廃棄物の仮置場の開設および運用	関係機関等と連携しながら、仮置場の開設および運用に関する業務を開始する。
	災害	災害廃棄物等に関する他都市への処理依頼	災害廃棄物等の収集運搬および処分について応援要請の有無を検討し、必要な場合には、他都市等への協力を検討する。
	災害	災害廃棄物等に関する民間事業者への処理依頼	災害廃棄物等の収集運搬および処分について応援要請の有無を検討し、必要な場合には、民間業者（他都市の業者含む）への処理委託の調整に関する業務を行う。
復旧対策グループ 住宅再建支援チーム (建築都市局)	災害	公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅等の一時提供の要請	・県営住宅や国家公務員宿舎、UR住宅等について、それぞれの住宅供給事業者へ一時提供およびその提供可能戸数の確認を要請する。 ・民間賃貸住宅について、不動産関係団体に一時提供およびその提供可能戸数の確認を要請する。
	災害	建設型応急住宅の建設に向けた準備	・建設型応急住宅の供給能力の確認等について、福岡県を通じて協定締結団体に協力を要請する。 ・標準的なプランや仕様、対象者等を規定する実施要領等の作成に向けて協議、調整する。 ・応急仮設住宅建設候補地の被災状況に関する情報を収集するとともに、早期着工可能地について、土地所管部局と調整する。
	災害	非常災害区域等の指定 (建築基準法第85条第1項)	被災状況から、建築基準法第85条第1項に基づく制限緩和の指定を行う。

1週間以内に着手する業務			
総括グループ 視察対応チーム (秘書室)	災害	要人の視察等への対応 に関すること	国、都道府県、その他公的機関からの視察等に対して、連絡調整および現地対応を行う。
総括グループ 災救法対応チーム (危機管理室)	災害	災害救助法の特別基準 に関すること	必要に応じて、災害救助法の特別基準について、内閣府と協議を行う。
	災害	被災者台帳システムに に関すること	被災者台帳システムの運用を開始する。
総括グループ 広報・報道チーム (広報室)	災害	市政だより発行業務	市民の命や生活に関する内容を厳選し、市政だよりの編集・発行を行う。
	災害	市広報番組制作業務	市の情報番組の内容について緊急情報を踏まえたものにシフトする。
総括グループ 本部運営チーム (危機管理室) 応急対策グループ 救命・救急チーム (消防局)	災害	外部機関の支援の縮小 や撤収等に関する調整	消防、警察、自衛隊、海上保安庁、国土交通省等の防災関係機関に対し、各機関の活動状況等について確認するとともに、被害状況を勘案し、活動の縮小および撤収時期の協議を行う。
応急対策グループ 医療調整チーム (保健福祉局)	災害	環境衛生業務	区対策部と連携し、避難所の環境衛生指導対策の調整を図る。
	災害	こころのケアホットラインの設置	必要に応じて、被災者の不安な気持ちを受け止める相談電話「こころのケアホットライン」を精神保健福祉センター内に設置し、災害状況に応じ夜間・24時間対応を行う。
被災者対策グループ 生活再建支援チーム (保健福祉局) (市民文化スポーツ局)	災害	被災者生活再建支援金 に関する事務	住家の被害状況を確認し、被災者生活再建支援制度の運用基準を満たした場合は、福岡県に報告し、申請受付の準備を行う。
	災害	日本赤十字社との連絡 調整	日本赤十字社との救助業務委託契約に係る連絡を行う。
被災者対策グループ 調査・罹災証明チーム (財政局) (建築都市局)	災害	罹災証明発行に関する 総合調整	・建物被害認定調査の実施状況や罹災証明発行に向けた区対策部の準備、被災者台帳システムの稼働状況等を把握する。 ・区対策部と調整し、申請開始時期や交付窓口等、必要な情報を市民に周知する。

復旧対策グループ 都市基盤再建チーム (建設局) (港湾空港局) (上下水道局)	災害	各種インフラの災害復旧計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・関係施設等の被害情報を集約し、影響の大きい部分から対応し、収集した情報を基に各種インフラの災害復旧計画を策定する。 ・応急復旧のための予算の確保や執行を優先して行う。
	災害	道路啓開活動の管理	道路啓開の状況について、現状把握および活動の管理を行う。
	災害	占用物件の復旧調整に関する業務	道路占用物件の被害状況の把握および情報提供を行い、復旧に向け、各占用企業者および区対策部等と調整を行う。
復旧対策グループ 産業・経済再建チーム (産業経済局)	災害	農林水産業に関する被害の把握および対策の実施	農林水産業に関する被害を把握し、応急措置および復旧等に際し、必要な対策や連絡調整を行う。
復旧対策グループ 災害廃棄物対策チーム (環境局)	災害	災害廃棄物の効率的な処理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の有効利用先の検討を行う。 ・災害廃棄物の再使用および再資源化、中間処理、最終処分の進捗状況の把握を行う。
復旧対策グループ 入居調整チーム (建築都市局)	災害	市営住宅及び民間賃貸住宅等の一時提供に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅供給公社等の住宅供給事業者と、対象者や選考方法等を規定する実施要領等の作成に向けて協議、調整する。 ・市営住宅、その他公的賃貸住宅、民間賃貸住宅の提供可能戸数を取りまとめ、募集対象住戸を選定する。
復旧対策グループ 住宅再建支援チーム (建築都市局)	災害	応急仮設住宅の必要戸数等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所支援チームに「応急仮設住宅のニーズ調査」を依頼し、必要戸数を把握する。 ・応急仮設住宅の供給戸数等の案を作成する。作成案は、災害対策本部、福岡県、内閣府等と協議し最終決定する。
	災害	応急仮設住宅に係る災害救助事務について内閣府と協議	災害救助法対策チーム及び内閣府と災害救助法の特別基準等についての協議を行う。
	災害	建設型応急住宅に係る資源等の事前配分の適用に関する協議	福岡県等と協定に基づく資源の事前配分の適用の要否等について協議する。
2週間以内に着手する業務			
総括グループ 被害情報収集チーム (危機管理室) (消防局)	災害	被害金額等の報告に関すること	各部からの報告および統計情報等に基づき、被害金額等の概算を内閣府（県）に報告する。
	災害	被害状況の集計に関すること	人的被害・物的被害等の集計を行い、福岡県等への報告を行う。
総括グループ 災救法対応チーム (危機管理室)	災害	災害関連法の適用に関すること	災害救助法の適用に係る、連絡調整および事務手続きを行う。
関係部署	災害	新たな支援策の検討・法改正に関すること	必要に応じて、新たな支援策の検討や、災害に関する条例・規則の整備・改正を行う。

応急対策グループ 受援人員調整チーム (総務局)	災害	応援派遣の縮小・終了の検討	各種応急復旧活動等の進展状況を踏まえ、他都市等からの支援内容の縮小や終了を検討する。
応急対策グループ 救命・救急チーム (消防局)	災害	応援部隊活動集計に関すること	消防、警察、自衛隊、海上保安庁、国土交通省等の応援部隊の集計、活動報告に関する集計および報告を行う。
被災者対策グループ 生活再建支援チーム (保健福祉局) (市民文化スポーツ局)	災害	被災者生活再建支援金に関する事務	各区で受けた申請書類を取りまとめ、県に提出する。
	災害	災害弔慰金、見舞金、災害援護資金等に関する業務	災害弔慰金、見舞金、災害援護資金に関する法令に基づき、支給・貸付事務を行う。
被災者対策グループ 避難所支援チーム (市民文化スポーツ局) (保健福祉局)	災害	避難所の整理統合、閉鎖	避難者数の減少に応じて、区対策部と連携し、避難所の統廃合、閉鎖の調整を行う。
復旧対策グループ 都市基盤再建チーム (建設局) (港湾空港局) (上下水道局)	災害	公共施設の本復旧に関すること	応急対応の状況に応じた優先度を選定し、本復旧に向けた調整を行う。
	災害	道路被害状況等の集計	市内の道路の被害状況および復旧状況等の集計および報告を行う。
復旧対策グループ 産業・経済再建チーム (産業経済局)	災害	市内事業者の被害状況の把握	商工会議所をはじめ、関係団体等と連携し、市内事業者の被害の把握を行う。
復旧対策グループ 災害廃棄物対策チーム (環境局)	災害	災害廃棄物の処理	災害廃棄物の焼却処分を実施する。
復旧対策グループ 住宅再建支援チーム (建築都市局) 入居調整チーム (建築都市局)	災害	住まいに関する各種支援制度の周知、申込受付、審査等	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅の応急修理や賃貸型応急住宅の供与等の制度内容を決定した上で、市HPや各区役所の窓口等において、市民への制度開始等の周知を行う。 ・住まいに関する各種支援制度の運用に協力する協定団体等に対し制度の周知を行う。 ・被災住宅の応急修理や賃貸型応急住宅、市営住宅等の一時提供等の申込を受け付け、審査等を行う。
1ヶ月以内に着手する業務			
被災者対策グループ 生活再建支援チーム (保健福祉局) (市民文化スポーツ局)	災害	義援金の受け入れ及び配分に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金配分に必要な被災状況について把握し、県へ報告する。 ・県から義援金が配分されたら、義援金配分委員会を設置し、配分率等について意見聴取し、決定する。 ・被災者へ義援金の配分を行う。

復旧対策グループ 都市基盤再建チーム (建設局) (港湾空港局) (上下水道局)	災害	災害復旧計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況をもとに被災個所全体の復旧計画等を策定する。 災害復旧計画に係る国との連絡調整を図る。
復旧対策グループ 産業・経済再建チーム (産業経済局)	災害	中小企業の罹災関連融資および補助に関する業務	国や県、関係部局等と連携を図り、融資制度や補助に関する業務を行う。
復旧対策グループ 災害廃棄物対策チーム (環境局)	災害	災害廃棄物処理実行計画に関する業務	被害状況や国、県の動向等の情報収集を行い、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
復旧対策グループ 入居調整チーム (建築都市局)	災害	応急仮設住宅及び市営住宅等の入居者の決定	被災者の状況や応募状況等を踏まえ適切な方法により入居者を決定する。
復旧対策グループ 住宅再建支援チーム (建築都市局)	災害	建設型応急住宅の建設	早期着工が可能な候補地から建設計画・設計図書を作成し、協定団体と協力して建設に着工する。
その他			
総括グループ 本部運営チーム (危機管理室)	災害	災害対策本部の解散に関すること	本市の被害状況や復興対策の実施状況等を踏まえ、災害対策本部を解散する。

■会計室《財政部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	財務会計システムの保全に関する業務	財務会計システムの稼動確認を行い、使用出来ない場合には情報政策課に連絡する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害 通常	審査業務	・支出命令書の審査等の実施体制を整える。 ・扶助費や緊急的な食料および燃料費など、災害対応上重要な支出を優先して審査する。
災害	災害時の出納および保管に関する業務	災害時窓口払業務の実施体制を整える。
災害	支払資金の調達	指定金融機関との調整により、支払資金の調達を図る。
通常	支出事務の縮小	窓口払、払込書払、口座振替払の支払事務（データ吸上げ、データ伝送）、所得税の源泉徴収事務および公金支払報告書の決裁に特化する。
通常	財務会計システムの保守・管理	財務会計システムの障害・運用等維持管理・問い合わせの対応、財務会計システム仕様変更等要望への対応、その他システムの障害対応、運用対応等の維持管理は実施し、他は延期する。
通常	収入事務	収入日計処理等業務および公金収納データ集計処理関係業務のみ実施する。
通常	公金の運用事務	指定金融機関への資金移動業務および満期到来預金解約、預金組替業務のみ実施する。
1週間以内に着手する業務		
通常	審査業務	前渡金精算書の審査および支出負担行為の事前審査等の実施体制を整える。

■秘書室《総括部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
災害	本部長および副本部長の緊急登庁に関する業務	・公用携帯等を使用し、本部長および副本部長の安否確認を行う。 ・必要な人員の確保、随行職員との連携等により、緊急登庁に関する体制を確立する。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの視察対応チームに必要な人員は参画する。
通常	本部長および副本部長の秘書に関する業務	・庁内の予定はすべてキャンセルする。 ・面会や出席等の調整を行う。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。

■広報室《総括部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの広報・報道チームに必要な人員は参画する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。

■技術監理局《財政部・協力部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの物資・食料対策チームに必要な人員は参画する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	応援職員の派遣	災対本部からの要請に基づき、応援業務に従事する職員の派遣を行う。
1週間以内に着手する業務		
災害	災害時の緊急的な契約に関する業務	各局による復興工事等の緊急的な契約に関し、助言および指導、契約事務の執行を行う。

■企画調整局《企画調整部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	北九州市災害多言語支援センターの設置および運営	災対本部からの要請に基づき、公益財団法人北九州市国際交流協会に北九州市災害多言語支援センターを設置し、以下の活動を行う。 ① 外国人に対して必要な情報の翻訳及び発信 ② 外国人からの相談や問い合わせの対応 ③ 避難所等への通訳者の派遣
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
1週間以内に着手する業務		
災害	災害復興本部の設置	被災の状況により、災対本部や関係部署と連携し、災害復興本部を設置する。
1ヶ月以内に着手する業務		
災害	災害復興組織の設置	被災の状況により、関係局と調整し復興組織を設置する。

■総務局《総務部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	本庁舎の被災状況の把握	庁内放送により、各フロアにおける被害状況等を報告するよう指示し、報告を受ける。
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの受援人員調整チーム、物資・食料対策チームに必要な人員は参画する。
災害	本庁舎の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎内の建築物、電気、上下水道、ガス、エレベータ設備等の点検を行い、災対本部活動に大きな影響のある内容（躯体の安全、停電に伴う非常用発電の稼働状況等）については、災対本部に直接報告する。 ・余震等による二次災害対策及び被災庁舎の復旧に向けた調整を図る。
災害	各種システム等の確認	各種システムやネットワーク等の稼働状況の確認および関係部署への報告等を開始する。
災害	共用車両の状況確認	<ul style="list-style-type: none"> ・共用車両の被災状況や稼働状況の把握を行い、災対本部に直接報告する。 ・燃料の不足が生じ、調達が困難な場合には、災対本部の総合調整チームを通じて調達依頼を行う。
災害	警備業務	入庁者への対応など警備業務を継続するよう、委託業者と調整を図る。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	本庁舎の非常用発電用燃料の調達	停電が発生した際には、非常用発電による稼働可能時間を検討し、災対本部の総合調整チームを通じて調達依頼を行う。
災害 通常	市役所電話網の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎内の通信状況をNTTに確認する。 ・電話網の損傷箇所および臨時電話の架設希望を確認し、必要に応じてNTTに対応を依頼する。
災害	庁舎維持管理	建築物、機械・電気・消防設備の応急対応を行い、余震等による二次災害に備える。

災害	各システム・機器等の運用保守体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 運用保守委託業者および機器保守業者等に連絡し、状況を確認するとともに、連絡体制についても確認を行う。 情報フロアのセキュリティ維持のため、管理体制を整備する。 インターネットおよび庁内ネットワークの状況を確認し、復旧作業を依頼する。
3日以内に着手する業務		
通常	公用車事故処理	公用車の交通事故報告を受け、事務処理を行う。
通常	庁舎維持管理	清掃業務、廃棄物処理委託及びエレベータ点検（メーカー）について実施する。
災害	庁舎維持管理	建築物、機械・電気・消防設備に関する復旧を行う。
通常	郵便物等の受付発送、庁内集配等の事務	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの郵便物の仕分けや通送を行う。 集配業務が困難な場合には庁内に周知する。
通常	業務システムの再開等に係る業務	住基・市税・システム連携基盤等の各システムの復旧作業を順次開始する。
1週間以内に着手する業務		
災害	職員の勤務条件および服務に關すること	非常時における勤務条件および服務上の課題を整理し、所属からの問い合わせ等に対応する。
通常	職員の健康相談	電話相談等により、職員のメンタルヘルス対策を行う。
通常	会計年度・臨時・非常勤職員の任免	各所属での業務運営上必要となる会計年度・臨時・非常勤職員の人員の確保のため、任免事務における所属からの問い合わせ等に対応する。
通常	情報セキュリティ	情報資産の散逸などの情報セキュリティ事故および個人情報の取り扱い状況等を確認し、庁内で情報を共有する。
通常	庁舎維持管理	建築物、機械・電気・消防設備に関する復旧を行う。
通常	PC環境の復旧	各部署で発生したPCに関するトラブル全般について、対応できる範囲内で環境の復旧を支援する。
通常	最低限の公印審査	災害活動上、最低限必要となる案件に限定した公印審査を実施する。
2週間以内に着手する業務		
通常	職員の給与に關すること	可能な限り通常どおりの給与計算を行い、支給を行う。
通常	職員の公務災害補償等に關すること	可能な限り通常どおりの補償等の支給を行う。

■財政局《財政部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの調査・罹災証明チームに必要な人員は参画する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
3日以内に着手する業務		
災害	緊急的な支出に関する調整・照会	災害対応に係る緊急的な支出（協定に基づく業務の実施を含む）について、財政運用上の必要な調整・照会を行う。
災害	公有地・公共施設の緊急活用に関する調整	避難および緊急活用が可能な公有地および公共施設等の情報を災対本部に提供し、必要に応じて連絡調整等を行う。
1週間以内に着手する業務		
災害	緊急的な予算措置	関係部署からの要請に基づき、救援・復旧事業費および災害対策予算に関する予算措置等を行う。
災害	市税の申告期限の延長および減免等に関する業務	・広報・報道チームと連携し、市民への広報等を早急に実施する。 ・申告期限の延長に伴う対応、減免、徴収猶予等に関する企画調整等、緊急の業務のみ実施する。
災害	災害時の資金調達	資金運用に不足が見込まれる際には、銀行からの一時借り受けおよび繰替により調達する。
通常	市債償還業務	期限に達した市債を償還する。
2週間以内に着手する業務		
通常	市税証明発行・閲覧事務	・市税システムの稼働状況の確認を行い、証明発行開始に向けた準備を行う。 ・市税事務所等において、市民からの請求に基づき各種証明書を発行する。
災害	国庫補助金の要望に関する業務	指定都市市長会等の協力を得て、国庫補助金の要望を国に対して行う。

■市民文化スポーツ局《市民文化スポーツ部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの避難所支援チーム、生活再建支援チームに必要な人員は参画する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
3日以内に着手する業務		
災害	文化財等の保護に関する業務	被災文化財の被害拡大を防ぐため、応急措置を実施する。
1週間以内に着手する業務		
災害	被災した区庁舎および関連施設の機能回復に向けた調整	各区役所と調整し、機能回復に向けた調整を行う。
災害	地域住民組織との連絡調整	必要に応じて区役所を通じて自治会・町内会に関する状況の把握を行う。
災害 通常	戸籍・住民記録業務等の支援	各区の状況を把握し、区役所市民課、出張所等における業務再開の支援を行う。
2週間以内に着手する業務		
災害	総合相談窓口（大規模）の設置検討	災害救助法の適用や被害状況を踏まえ、災害後の市民からの多種多様な相談、問い合わせに対応するため、総合相談窓口（大規模）の設置について検討を行う。
1ヶ月以内に着手する業務		
災害 通常	交通事故相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故の被害者および加害者の示談の方法や、賠償額の算定などの相談を受け付ける。 ・電話相談の実施が困難な場合には、来庁による相談のみを実施する。
災害	消費生活に係る緊急情報の提供に関する業務	消費生活に係る緊急情報については、市HPを通じ情報伝達に努める。

■保健福祉局《保健福祉部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
災害	北九州DMA Tの派遣	災害拠点病院は、担当区域内において災害が発生した場合は、発災地に北九州DMA Tの派遣を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの医療調整チーム、避難所支援チーム、物資・食料対策チーム、生活再建支援チームに必要な人員は参画する。
災害	災害医療・作戦指令センター(DMOC)の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・北九州市医師会は、北九州市医師会医療救護計画に基づき、災害医療・作戦指令センター(DMOC)を市立八幡病院内に設置する。 ・災害医療・作戦指令センターの主な役割は、下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 救護活動全体に関する情報収集、分析 ○ 災害現場、医療機関、避難所等への適切な医療資源の配分 ○ 現場対応にかかる関係機関との調整
災害	高齢者関係施設、障害児・者支援施設における福祉避難所の運営体制構築に向けた調整	高齢者関係施設（介護老人福祉施設、ケアハウス等）、障害児・者支援施設の被害状況を把握するとともに、災害要援護高齢者や災害要援護障害者の受入の可否、受入可能人数を把握し、当該情報を区対策部に伝達する。
通常	精神科救急医療業務	生命に係るケースについては、医療機関等と連携し、迅速な対応を行う。
通常	感染症対策業務	重大な感染症の発生、あるいは感染症のまん延が生じていた場合には、被害を最小限に抑えるため、災害時の状況を踏まえた対策を早急に講じる。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	災害ボランティアセンター設置の協議、決定	災害ボランティアセンターの設置に向けて北九州市社会福祉協議会、災対本部及び保健福祉部（地域福祉班）が協議の上、設置を決定する。
災害	遺体安置所の管理運営	<p>遺体安置所の管理運営を行う区対策部を支援するため、必要に応じて下記の業務を順次実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 遺体安置所が開設される可能性の確認 ② 遺体安置所候補施設の状況確認 ③ 区対策部との連携による開設場所の決定 ④ 関係機関（福岡県警察、区対策部、その他関係部署）への周知 ⑤ 遺体安置所の管理運営支援（職員派遣、課題把握など）

災害	遺体安置所運営に係る協定締結先との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・災対本部による遺体安置所設置の決定に伴い、協定締結先に対し、葬祭用品の供給等について要請を行う。 ・以後、遺体安置所の運営状況に併せ、関係団体および協定業者との連絡調整を行う。
災害 通常	斎場の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・施設やインフラの被害状況を踏まえ、通常の火葬業務を進める。 ・火葬能力を超える遺体が生じる場合に備え、区対策部とも連携し、近隣市町村と連絡調整を図る。
災害	保健師チームの受援調整	福岡県や近隣市町村、厚生労働省からの保健師チームの受援に関する調整を行う。
3日以内に着手する業務		
災害	高齢者の支援に関する業務 (高齢者関係施設入所者、施設への避難者、避難所への避難者)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者関係施設の被害状況に応じ、必要な支援について検討・実施する。 ・区対策部や関係機関と連携を図り、支援が必要な高齢者に対する支援策を検討および実施する。
災害	障害児・者の支援に関する業務（障害児・者施設入所者、施設への避難者、避難所への避難者）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者施設の被害状況に応じ、必要な支援について検討・実施する。 ・区対策部や関係機関と連携を図り、支援が必要な障害者（障害者手帳を有する人）に対する支援策を検討および実施する。
災害	地域包括支援センターの活動調整	地域包括支援センターの活動状況（高齢者の安否確認等）を把握し、必要な支援を行う。
災害	介護保険業務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時対応に関する国、県からの通知等について、関係課へ情報提供を行う。 ・利用者や事業者からの認定、給付等に関する問い合わせへの対応を行う。
災害	災害時要援護者の受入に関する業務	近隣の要援護者の受け入れおよび応急処置を行い、職員では対応できない場合には近隣医療機関への応援依頼を行う。
災害	斎場の利用調整	斎場が破壊若しくは水没のため使用できないとき又は、遺体が多数のため市内の斎場のみでは火葬することができない場合は、近隣市町村の協力を得て行う。
災害	国民健康保険および後期高齢者医療制度に係る国、県等との調整・各区役所への情報伝達	国、県等からの指示に基づき、各区役所に対して、一部負担金の免除や医療機関の受診等に対する問い合わせ対応について指示を行う。
通常	食中毒等関係業務	必要に応じ食中毒等関係調査を実施する。
災害	災害ボランティアセンターの運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの設置にあたり必要な資機材、人材の確保等について、北九州市社会福祉協議会、災対本部及び保健福祉部（地域福祉班）が協議・決定する。 ・災害ボランティアセンター設置後は運営状況の把握に努め、状況に応じて適宜必要な支援を行う。
1週間以内に着手する業務		
災害 通常	医務・薬務業務	地域医療の再構築に必要な許認可業務等の手続きを再開する。

災害 通常	動物愛護管理事業	市民からの動物の引き取りおよび負傷動物の保護等への要請に基づき、区対策部と動物愛護センターとの連絡調整を行う。
通常	ホームレスの自立支援に関する業務	ホームレス巡回相談およびホームレス自立支援センターにおける支援については早期の原状復旧に努める。
災害	防疫体制の確立	・患者発生時の消毒指導を行う。状況によっては消毒を実施する。 ・必要に応じ、ねずみ・衛生害虫の駆除すべき地域を指定する。
2週間以内に着手する業務		
災害	被災者こころの相談窓口の設置	必要に応じて、避難場所、応急仮設住宅等へ「被災者こころの相談窓口」を設置し、被災者等に対してこころのケアを実施する。
1ヶ月以内に着手する業務		
通常	生活保護に関する業務	生活保護の支給に係わる事務及び電話問合せへの対応を行う。

■子ども家庭局《子ども家庭部・保健福祉部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
災害	通信手段の確保及び保育所の児童の安全確認	保育所への通信手段を確保し、連絡が可能となった保育所から順次、在園児童の安全確認及び各施設の被害状況の確認を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	ほっと子育てふれあいセンターの安全確認・一時休止	ほっと子育てふれあい事業は新規登録・マッチングを休止し、既にマッチング済みの市民間の相互援助活動のみ継続する。
災害	私立幼稚園および認定こども園の児童の安全確保等	私立幼稚園および認定こども園の在園児童の安全確認や各園の被災状況等を把握する。
災害	母子生活支援施設・児童養護施設における被災状況の確認・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設・児童養護施設の被災状況（人的被災および大規模な物的被災等）を確認する。 ・緊急に支援が必要な状況があった場合には、必要な対策を講じる。
災害	所管する指定管理施設の被害状況の把握・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館、青少年教育施設から、被災状況、避難者数、職員数および停電等の状況の確認を行う。 ・施設の利用者の安全確保について、指定管理者等と連絡調整を行い、保護者引渡しおよび引き渡し（帰宅）までの児童の保護等、必要な対応を行う。 ・施設を利用する全ての児童の保護者引渡し（帰宅）が完了後、施設を一時休止し、地域へ周知する。
災害	措置児童等の安否確認・報告	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合センターに入所中の児童や里親・ファミリーホームに委託中の子どもの安否確認を行う。 ・一時保護児童等の安否確認等にかかる保護者からの問い合わせ対応を行う。
災害 通常	一時保護児童の心理的ケアの実施	一時保護児童の心のケアを実施する。特に被災児童の対応は、心理的な負担に十分配慮して行う。
災害	保育所における対応検討及び指導	各施設の被害状況に応じ、臨時休園や保護者への児童引き渡しを含む対応について検討し、各施設に指導を行う。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。

災害	児童館、青少年教育施設の利用児童の引渡し状況の把握および報告・所管施設の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館、青少年教育施設の利用児童数および保護者引き渡し（帰宅）状況を確認し、全ての児童の引渡し（帰宅）が完了するまで、確認を行う。 ・施設の被害状況を迅速に把握し、施設ごとに安全対策を実施するよう指示する。 ・被災施設の現地調査に係る指定管理者等との連絡および協力体制を確保する。
災害	施設入所児童等の支援に関する業務	児童養護施設等の被災状況に応じて、関係部署と連携し、市内施設入所児童等の受入調整を行う。
災害	一時保護児童の受入に関する業務	一時保護所の被災状況により、関係部署と連携し、一時保護児童の受入調整を行う。
通常	児童相談に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・電話による児童相談に対応する。 ・警察・避難所・医療機関等からの児童相談に対応する。
災害	保育所における対応状況確認	各保育所における対応状況や保護者への児童引き渡し状況の確認を行う。
3日以内に着手する業務		
災害	私立幼稚園および認定こども園の開所状況の把握・報告	私立幼稚園および認定こども園の開所状況を確認する。
災害	被災児童等への支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市域での被災が著しい場合には、被災地域以外の機関とも連携し、一時保護児童の受入調整を行う。 ・在宅指導中の子どもおよびその保護者の安否を確認し、支援活動を行う。 ・避難所にいる被災児童等への心理的ケア等の救援活動を実施する。
災害	保育所の被害状況の確認	各施設の被害状況や保育士の確保状況の確認を行い、保育所の再開に向けた検討を行う。また、交通手段や安全の確保状況に応じ現地施設確認を行う。
1週間以内に着手する業務		
災害	私立幼稚園および認定こども園の運営再開に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園および認定こども園の運営再開に向けた調整を行う。 ・私立幼稚園および認定こども園の開所状況等の情報を市HP等で周知する。
災害	母子生活支援施設・児童養護施設等の復旧に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設について、指定管理者等と調整し、早急に対応が必要な被害の復旧作業を行う。 ・児童養護施設等の入所施設について、早急に対応が必要な被害の復旧に向けた支援を行う。

■環境局《環境部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの災害廃棄物対策チームに必要な人員は参画する。
災害	各収集業務に関する状況確認	ごみ、し尿の収集運搬業者の被災状況や、収集経路等の被災状況の確認を行う。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	仮設用トイレの配置要請	避難所の開設状況および各避難所の避難者数などの情報をもとに協定に基づき、民間企業へ仮設トイレの設置要請を行う。
災害 通常	収集車両等の保全	・収集車両等の被災状況を把握する。 ・収集車両等を優先して、自家修理および修理業者の状況確認を行う。
通常	廃棄物関連施設の維持補修	各廃棄物関連施設の被害状況を把握し、必要に応じて現地調査により状況確認を行う。
通常	ごみ処理場の管理業務	各処理場の稼働状況やごみの搬入量等を確認する。
災害 通常	大気や水質に係る環境汚染の実態把握	大気や水質に係る環境汚染の実態を把握するため、環境モニタリング等を実施する。
災害	アスベストのばく露防止に関する注意喚起	救護活動を行う従事者等に対し、アスベストの施工箇所や特徴、吸引・ばく露の危険性について注意喚起を行う。
3日以内に着手する業務		
災害	仮設トイレの再配備	時間経過に伴う仮設トイレの配備について過不足の調整を行い、不足分については協定先に対応を依頼する。
災害	し尿の非常処理計画の更新	仮設トイレの設置状況に合わせ、し尿の非常処理計画の更新を行う。
災害	ごみ収集計画の策定および実施	被害状況および応急活動状況を鑑み、効果的なごみ収集計画を策定し実施する。
災害	災害廃棄物仮置場の開設に関する業務	被害状況等を鑑み、仮置場の調整を行い、整備に取り掛かる。

災害	車両の保全	・収集車両の燃料の調達先を確保する。 ・外注修理が必要な車両について、修理業者の手配を行う。
災害	住民広報と相談の受付	災害時のごみの出し方に関する住民広報の実施に向け、広報・報道チームと連携し、広報の実施および相談の受付等の対応を開始する。
災害	し尿処理業務	し尿の非常処理計画に基づき、受入業務を開始する。
災害	ごみ焼却管理業務	各焼却工場の稼働状況やごみの搬入量等を勘案し、人員や搬入量の調整を図る。
災害	廃棄物処分場搬入受付業務	響灘西地区廃棄物処分場への搬入申請受理・審査業務を再開する。
災害	粗大ごみ処理委託	粗大ごみの受入処理に向けた調整を行う。
通常	公衆トイレの修繕	被害状況に応じ、直営による対応が可能な公衆トイレを優先し修繕する。
通常	公衆トイレの保全	・使用不能となった公衆トイレの把握を行う。 ・施設の状況を定期的に確認し、必要に応じて復旧作業や修繕の依頼を行う。
通常	家庭ごみ収集運搬業務	家庭ごみの収集運搬を再開する。
通常	海面埋立管理業務	廃棄物処理の円滑化を図るため、海面埋立の委託業務の再開に向けた調整を開始する。
通常	資源化処理業務	廃棄物処理の円滑化を図るため、資源物の搬入・処理の再開に向けた調整を開始する。
通常	廃棄物関連施設の維持・補修	震災で被害を受けた施設の修繕を優先し、工事監督業務を実施する。
災害	放射線測定業務	災害を原因とする放射性物質の飛散が想定される場合には、測定業務を実施する。
1週間以内に着手する業務		
通常	資源物等収集運搬業務	資源物等収集運搬事業の再開に向け、受託業者との協議・調整を図る。
災害	災害廃棄物仮置場設置・周知	仮置場を設置し、場所や搬入ルールの周知を行う。
災害 通常	有害廃棄物等への対応	P C B 廃棄物およびアスベスト廃棄物等、有害廃棄物に関する事案への対応を行う。
災害	損壊家屋等の解体撤去に関する業務	公費解体および費用償還に関する制度創設、被害規模に応じた解体撤去の発注方法等の検討を開始する。

2週間以内に着手する業務		
災害	損壊家屋等の解体撤去に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協力体制の確保、業務管理および受付体制の確立を行い、一部事務の委託の検討を開始する。 ・支援制度に関する広報および電話相談等の市民対応を開始する。
災害 通常	解体等工事に対する立入検査	アスベスト建材の有無、建築物の構造等を考慮し、アスベストに関する立入検査業務を開始する。
災害	大気汚染に係る環境調査	有害物質等の飛散・漏洩が想定される場合、環境調査を実施する。
災害	アスベスト濃度測定	災害の規模や範囲に応じて、大気中のアスベスト濃度測定を実施する。
1ヶ月以内に着手する業務		
災害	損壊家屋等の解体撤去に関する業務	受付業務を開始し、優先度の高いものから公費解体を実施し、立会い、通知、支払い業務等を順次実施する。また国の方針に基づき、期限を定めて費用償還を実施する。

■産業経済局《産業経済部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの物資・食料対策チーム、産業・経済再建支援チームに必要な人員は参画する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	北九州市卸売市場の機能の確認	・農林水産省及び福岡県に被災状況を報告する。 ・各事業者や市場内外の被害状況を確認し、卸売市場機能の継続可否を決定する。
3日以内に着手する業務		
災害	家畜伝染病の予防に関する業務	福岡県と連携して必要な家畜伝染病発生防止の措置を講じる。
災害	観光客への情報提供	観光案内所や市内宿泊施設を通じて、観光客への情報提供を行う。
1週間以内に着手する業務		
災害	北九州市卸売市場の取引再開に向けた調整	・卸および仲卸の状況を確認する。 ・施設による災害対応等を含め、取引再開に向けた対応を検討する。
2週間以内に着手する業務		
災害	生活必需物資の価格の監視に関する業務	国の対応および方針等の情報把握に努め、必要により生産者、流通業者の事情調査を行う。
1ヶ月以内に着手する業務		
災害	労働問題に関する相談窓口の設置運営	災害による倒産や業績悪化等を原因とする労働問題（雇い止め、給与不払い等）に関する相談窓口を設置し、労働者の権利を保護する。

■建設局《建設部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの都市基盤再建チームに必要な人員は参画する。
災害	水防警報および洪水予報の受信および伝達	水防警報および洪水予報の受信を行い、災対本部等に伝達する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	公園緑地および街路樹等の被害状況の把握および復旧	区対策部のパトロールや指定管理者からの報告等により、公有地化した保全緑地、広域避難を中心とした公園緑地、街路樹等の被害状況の把握を行い、被害の状況に応じた対策を検討する。
3日以内に着手する業務		
災害	公園利用に関する調整業務	災害対策本部および関係部局等からの、公園における災害ゴミの仮置き場、仮設住宅等の設置要請について調整する。
1週間以内に着手する業務		
通常	積算業務	土木工事積算基準書・設計単価の改定や緊急性の高い問合せ・要望等の業務のみ対応する。
通常	特殊車両通行許可・協議業務	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者に対し、極力オンライン申請を行っている他の被災していない自治体等に申請を行うよう案内する。 ・許可事務手続きやシステムの運用については、国土交通省の指示に従う。
災害	<ul style="list-style-type: none"> ・公園占用物件および設置管理許可物件の復旧調整に関する業務 ・広域避難地以外の公園の被害状況の把握および応急対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園占用、設置管理許可物件の被害状況の把握および情報提供を行い、復旧に向けた各物件の所有者（管理者）および区対策部との調整を行う。 ・広域避難地以外の公園の被害状況を把握し、区対策部と連携し、被害状況の把握を行い、応急対策等の対応を行う。
2週間以内に着手する業務		
通常	道路設備維持改良業務	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター・エスカレーター・ポンプ設備・道路照明設備等、保守委託の監督員業務を再開する。 ・契約を締結している箇所の工事監督員業務を再開する。

1ヶ月以内に着手する業務

通常	<ul style="list-style-type: none">・道路占用許可業務・道路占用調整業務	占用物件の復旧調整に関する業務を最優先し、応急業務により対応する。
----	---	-----------------------------------

■建築都市局《建築都市部・区対策部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの調査・罹災証明チーム、住宅再建支援チーム、入居調整チームに必要な人員は参画する。
災害	市有建築物の応急危険度判定に関する準備	施設所管部局等と連携し、被災情報の収集を行う。
災害	既存がけ・宅地・宅地造成工事等の被害情報の把握	関係部署と連携し、宅地被害の情報収集を行う。
災害	建築物応急危険度判定に関する準備	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の被害状況の把握を行う。 ・災対本部長に対し、応急危険度判定実施の具申を行う。 ・判定実施計画を策定する。 ・福岡県へ判定実施の連絡を行い、支援を要請する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	市有建築物の応急危険度判定の実施	市有建築物の応急危険度判定に着手する。
災害	民間建築物の応急危険度判定の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・判定資機材を準備する。 ・地元判定士および他自治体からの応援判定士の受け入れを行う。 ・応急危険度判定を実施する。
災害	市街地再開発事業及び区画整理事業に係る被害状況の把握	現地確認および関係事業者等からの情報収集により被災状況を把握する。
災害	アスベストのばく露防止に関する情報提供	環境局からの要請に対し、建築確認台帳などの情報提供を行う。
3日以内に着手する業務		
災害	既存がけ・宅地・宅地造成工事等に係る応急対策の促進	二次災害を防止するため、がけおよび宅地所有者に応急対応工事に関する指導や助言を実施する。
災害	被災建築物のうち保安上危険な建物に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・保安上危険な建築物に関する情報収集を行う。 ・所有者等に対する改善指導を行う。
災害	市営住宅等の管理保全	市営住宅等の被害状況の対応、修繕の調整を行う。

災害	災害復興住宅資金の融資制度の広報	広報内容を住宅金融支援機構と調整した上で、市民への制度の周知を行う。
災害	復興に向けた初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・災対本部等から、復興まちづくりの検討に必要な被害状況の情報を得る。 ・復興まちづくりのあり方を検討する。
災害	市街地再開発事業及び区画整理事業に係る応急対策の立案および実施	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する事業区域内の被害発生に対する応急対策の検討や立案を行う。 ・事業者等との連絡調整や対策を実施する。
1週間以内に着手する業務		
災害	市有建築物に係る応急対策の立案および実施	<ul style="list-style-type: none"> ・応急修繕の順位計画を施設管理者が作成する際の技術的支援および工事施工に着手する。 ・協力事業者との調整を行う。
災害	建設工事現場災害復旧計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事現場の被災状況に応じて、今後の工事スケジュールを調整する。 ・施設管理者と計画を検討する。
災害	被災宅地の危険度判定体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・判定業務に関する市民広報を行う。 ・判定拠点を設置し、資機材を準備する。 ・他自治体からの応援判定士の受入れを行いながら判定業務を実施する。
災害	住宅金融支援機構の職員の派遣要請	融資の受付、案内等のための職員の派遣について、住宅金融支援機構に要請する。
災害	住まいに関する支援の各種窓口設置の準備	住まいに関する各種支援制度の受付、案内等のための窓口の設置について各区役所等と調整を行う。
2週間以内に着手する業務		
災害	第1次建築制限の実施	復興まちづくりが必要な地域を対象に、建築制限の指定および告示を行う。
災害	都市復興基本方針の策定	被災状況や現行計画等を踏まえながら、府内関係部局と事前調整を行い、都市復興基本方針を策定する。
1ヶ月以内に着手する業務		
災害	公共施設の災害復旧に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧に必要な施設の新設・改良等に伴う相談または工事を行う。 ・施設所管部局や協力事業者との調整を行う。
災害	被災後の建設工事施工	施設管理者との協議結果に基づき、工事の施工を開始する。
災害	被災市街地の復興まちづくり計画策定に向けた地元調整	<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりが必要と考えられる地域において、住民意向調査の実施などにより、市民等からの意見を収集・整理する。 ・被災市街地の復興手法、スケジュール等の検討を行いつつ、地区別の復興まちづくり計画素案を策定し、地域住民との合意形成を図る。

災害	第2次建築制限の実施	検討対象候補の被災状況や被災者の意向を勘案し、対象区域の設定を行う。
----	------------	------------------------------------

■港湾空港局《港湾空港部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの都市基盤再建チームに必要な人員は参画する。
災害	港湾施設等の被害状況の把握	港湾施設等の被害状況についての情報収集を開始する。
災害	津波等対策業務	津波注意報等が発せられた場合、安全が確保される範囲で船舶や陸上からの巡視及び広報を行う。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	流出油防除応急業務	油の流出等が発生した場合、関係機関が所有する船舶または民間事業者に依頼し、調査及び防除を行う。
災害	港湾施設の応急復旧に関する業務	緊急物資輸送用岸壁、企業物流貨物輸送用岸壁、油槽所の応急対策および復旧に関する連絡調整を図る。
通常	船舶の調整業務	船舶に対する避難方針等の情報提供を継続して行う。
3日以内に着手する業務		
災害	臨海部の未利用地に関する情報提供	災害廃棄物の処理に資する未利用地の情報を、災害廃棄物対策チームに提供する。
災害	航路等障害物調査除去業務	関係機関が所有する船舶または協定に基づく民間事業者に依頼し、航路上の調査及び障害物の除去を行う。
災害	港湾施設の応急対策および復旧	緊急物資輸送用岸壁の応急復旧を行い、輸送ルートを確保する。
1週間以内に着手する業務		
災害	港湾施設の応急対策および復旧	優先的に機能継続を図る港湾施設（コンテナ・フェリー貨物等）の応急復旧を行い、輸送ルートを確保する。
災害	航路、泊地啓開活動の管理	航路、泊地啓開の状況について、現状把握および活動の管理を行う。

2週間以内に着手する業務		
災害	港湾施設、海岸保全施設の被害状況等の集計	市内の港湾施設および海岸保全施設の被害状況および復旧状況等の集計および報告を行う。
1ヶ月以内に着手する業務		
災害	港湾施設および海岸保全施設等の災害復旧計画の策定	被害状況をもとに、港湾施設および海岸保全施設の復旧計画等を策定する。

■区役所《区対策部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	代替施設の確保	区役所の被災状況（電源含む）に応じ、代替施設を確保する。
災害	区対策部の設置および運営	<ul style="list-style-type: none"> ・区本部長等の安否確認を行い、必要に応じ代理者を指定する。 ・区役所または代替施設に区対策部事務局を設置する。 ・区対策部会議を通じ、区対策部の活動内容を調整するとともに、区対策部長の指示等を各班に伝達する。 ・災対本部に、活動状況の定時報告や応援要請等を行う。 ・関係機関（警察、消防、ライフライン事業者等）との連絡調整および情報収集を行う。
災害	避難勧告等の発令および警戒区域等の設定	危険個所が発生した際には、各班からの報告や災対本部および関係機関等からの情報を踏まえ、適切に避難勧告や指示等の発令や警戒区域の指定を行うとともに、災対本部に速やかに報告する。
災害	区対策部会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後、速やかに会議に必要な必要資器材等や会議室を確保する。 ・各班からの報告をもとに、会議を実施する。 ・区対策部で決定すべき課題について検討し、実施すべき対策を各班に指示する。
災害	区庁舎の管理保全	<ul style="list-style-type: none"> ・建物損壊、通信設備、電気（非常用電源含む）、トイレ機能、水道設備、車両について確認し、施設の利用が困難な場合には速やかに使用禁止措置を行う。 ・来庁者に対しては退庁を促し、避難誘導等を案内実施する。
災害	通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・通信状態を確認し、必要に応じて非常通信手段（災害復旧用電話・災害用携帯電話）の使用に切り替える。 ・障害が発生した際には早期復旧を図る。
災害	区職員の派遣体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等に派遣される職員に対し、必要となる資器材等を支給する。 ・職員の従事状況の把握に努める。
災害	区内被災情報の収集・記録等	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の被害情報を収集及び記録する。 ・各班の活動報告を集約する。
災害	市民からの問い合わせ対応	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの問い合わせを集中的に対応する。 ・災対本部から発出された報道提供資料を基に対応する。
災害	避難所への班員派遣および状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設に向け班員を派遣し、施設等の安全が確認された際には、避難所を開設する。 ・各避難所の状況について、派遣職員からの報告をまとめる。

災害	要支援者のための福祉避難所の開設要請	関係機関と調整を行いながら、福祉避難所の開設要請を行う。
災害	要支援者の安全確保および状況調査の依頼	要支援者に対し安全確保および状況調査のため、自治組織や民生委員等に依頼する。
災害	管内パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な車両と人員等を確保したうえでパトロールを実施する。 ・管内道路や橋りょう、河川等の被害の把握および警戒・監視等を行う。 ・被災の状況を区対策部に報告する。
通常	窓口対応の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・申請等の処理については後日の対応となる旨の説明を行った上で受け付ける。 ・BCPの発動による窓口業務の縮小に際し、適宜貼り紙等を行い、来庁者への周知を図る。
通常	選挙関連業務	<p>投・開票期間中においては、市選挙管理委員会事務局と連携し、下記の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市選挙管理委員会事務局から投・開票事務の一時中止連絡があった際は、各投・開票所に対し選挙事務の一時中止を伝達するとともに、当該施設の代替施設の決定や繰延投票等の検討を行う。 ② 市選挙管理委員会事務局から投・開票事務の中止連絡もなく、投・開票事務の継続が可能で当該投・開票所が避難所として指定された際は、可能な限り避難スペースを設ける等、避難所運営体制への円滑な移行を図る。
通常	精神救急医療業務	生命に係るケースについては、医療機関等と連携し、迅速な対応を行う。
通常	感染症対策業務	感染症の発生等、緊急対応が必要な業務は継続実施する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	区役所の非常用発電用燃料の調達	停電が発生した際には、非常用発電による稼働可能時間を踏まえ、災対本部の総合調整チームを通じて調達依頼を行う。
災害	区職員の厚生	各班の勤務状況を把握し、過重労働等による職員の肉体的・精神的負担を可能な限り軽減すべく、適切なローテーションとなるよう調整する。
災害	他自治体応援職員の受入および配置	<ul style="list-style-type: none"> ・各班からの応援要請を集約し、災対本部の受援人員調整チームに要請する。 ・他都市からの支援内容に基づき、応援対象となる班と、業務実施に向けた調整を図る。
災害	所管車両の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の被害および使用可能車両の確認を行う。 ・燃料の不足が生じ、調達が困難な場合には、災対本部の総合調整チームを通じて調達依頼を行う。

災害	避難所運営管理	<p>避難所運営会議や避難所運営要員等と連携し、運営の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 施設の状況により、避難者の安全確保や避難誘導等を実施する。 ② 避難者数やライフラインの状況等、各避難所の状況をまとめ、区対策部に報告する。 ③ 物資や支援のニーズ把握を行い、災対本部に対し、支援を要請する。 ④ 避難所等から得た避難所外の避難者の状況について可能な範囲で取りまとめ、区対策本部に報告する。
災害	管内の道路、橋りょう、河川等の応急対策および復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所の優先度に応じ、必要な車両および人員、資機材等を確保し、復旧作業（道路啓開、がけ崩れ等の応急対策等）に着手する。 ・対応が困難な場合には災対本部を通じ、応援要請を行う。 ・二次災害防止のため、通行止めや通行制限により安全の確保を図る。
災害	広域避難地の安全確保	広域避難地になっている公園については、避難地等として機能するよう障害物等の撤去を行う。
災害	所管施設および工事施工箇所等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・工事施工業者に指示・指導を行い、現場の状況を把握し安全確保を図る。 ・必要に応じて関係機関に応援を要請する。
災害	緊急輸送道路に係る警察等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な車両および人員、資機材を確保し、当該道路の状況確認を行う。 ・上記の結果を分析し、区間を定めた通行禁止や制限、道路啓開に向けその対策を警察と協議する。
災害	遺体安置所の開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・開設予定の遺体安置所に参集する。 ・施設内に必要な資機材を設置し、福岡県警および検死医が実施する遺体の検案作業を支援する。 ・協定締結業者に連絡し、棺やドライアイスの手配を行う。
通常	選挙関連業務	選挙管理委員の安否確認を行い、市選挙管理委員会事務局へ報告する。
通常	精神救急医療対応業務	警察等の通報機関と協力し、情報収集を行い、医療機関と調整を行いながら業務を実施する。
災害	報道対応	マスコミ等からの取材対応を行う。
3日以内に着手する業務		
災害	区役所職員の飲料水および食料の手配	区対策部の飲料水および食料の不足分を取りまとめ、総合調整チームに調達を依頼する。
災害	緊急的な支出	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急的な支出のみ実施し、その他の支払事務については延期する。 ・必要に応じて会計室と調整を行う。

災害	D M A T の支援	区内医療機関の被災や避難者の状況、その他D M A T活動に資する情報を災対本部に提供する。
災害	地域の医師会、歯科医師会および薬剤師会等と連携	・ 地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整を図る。 ・ 医療機関における負傷者対応に係る調整および支援を実施する。
災害	要支援者の安否確認	関係機関と調整を行いながら要支援者の安否確認を実施する。
災害	要支援者の福祉避難所への移送調整	要支援者を必要に応じて福祉避難所に移送するための調整を行う。
災害	救護所設置の検討・調整	医療機関の被災状況等を踏まえ、災対本部の医療調整チームとの調整により、救護所の設置を検討・調整する。
災害	避難所等の概況確認・スクリーニング・指導等	・ 区内の避難所等の状況を確認する。 ・ 避難者の健康管理上必要な情報の収集、指導、助言等を行う。 ・ 避難所の居住環境、食品衛生等の指導を行う。 ・ 感染症発生状況等調査、発生予防・感染拡大防止指導等を行う。
災害	医薬品、器材等に関する調整	医療調整チーム、関係団体等との調整を行う。
災害	健康被害および事故発生に関する対策	環境・食品・感染症・動物に関する健康危機管理対応業務を行う。
災害	被害認定調査の準備	災対本部の調査・罹災証明チームと連携し、業務実施に必要な人員の確保や、必要な資機材等の準備を行う。
通常	・ 国民健康保険業務 ・ 後期高齢者医療業務 ・ 医療費助成業務	・ 本庁所管課と連携し、システム等の被害状況確認し、復旧を依頼する。 ・ 保険証発行体制、医療機関からの問い合わせ対応体制の整備を行う。
通常	介護保険業務	本庁所管課と連携し、利用者や事業者からの認定、給付等に関する問い合わせへの対応を行う。
1週間以内に着手する業務		
災害	総合相談窓口の設置	・ 被災者への支援情報等に関する総合相談窓口を設置する。 ・ 市政だより等による広報が必要となった際には、災対本部の広報・報道チームと調整を図る。
災害	管内公園緑地の応急対策および復旧	広域避難地以外に対応範囲を拡大し、被害状況の把握を行い、緊急性を要する場合は資機材を確保し、障害物等の撤去等復旧業務を実施する。
災害	避難所等の巡回保健・衛生活動の調整	・ 避難所のスクリーニングなどで把握した保健衛生ニーズに応じ、災害関連死を防ぐための各種支援を行う。 ・ 巡回場所や支援内容等の活動調整を行う。
災害	避難所等における救護所設置の検討・調整	避難者の健康状況等を踏まえ、医療調整チーム等との調整により、救護所の設置を検討・調整する。

災害	被害認定調査の準備	災対本部の調査・罹災証明チームの策定した調査方針および調査手法に基づき、被害認定調査を行う。
災害	罹災証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 罹災証明書を発行する会場に必要な資機材を整える。 ・ 罹災証明書の申請および発行に使用するPCに被災者台帳システムが稼働できるかの確認を行う。 ・ 災対本部の調査・罹災証明チームの決定に基づき、罹災証明の申請受付および発行を行う。
通常	選挙関連業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選挙管理委員補充員の安否確認等を行い、市選挙管理委員会事務局へ報告する。 ・ 委員会は、委員が3人以上出席しないと開催できないため、期日の定められていないものについては委員が集まるまで、選挙人名簿登録等の繰り延べ措置を行った場合はそれに合わせて期日を繰り延べる。 ・ 選挙人名簿登録、抹消、表示等の事務（在外を含む）について、法律に基づき、繰り延べ措置を行う。 ・ 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の選定を行い、市選挙管理委員会事務局へ報告する。
通常	高齢者支援業務	相談内容の状況に応じて業務を継続する。
通常	障害者に対する各種相談支援	関係機関との調整を行いながら、相談支援業務を実施する。
通常	医務業務、薬務業務に関すること	地域医療の再構築に必要な許認可業務等については書類の受理や手続きを再開する。
通常	環境衛生の普及啓発並びに営業に係る許可および監視指導に関すること	健康被害に係る業務は実施する。
通常	児童虐待に関する相談業務	関係機関との調整を行いながら相談業務を行う。
通常	妊娠届・母子健康手帳交付業務	妊娠届出に伴い、母子健康手帳の交付等を行う。
通常	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路維持補修事業 ・ 河川維持補修事業 	管内の被害状況等を踏まえ、災害で被害を受けたものについては優先的に対応する。
通常	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路改良事業 ・ 耐震対策等橋りょう整備事業 ・ 街路整備事業 ・ 受託事業 	管内の被害状況等を踏まえ、災害で被害を受けたものについては優先的に対応する。
通常	公園の占用許可および使用許可並びに占用料および使用料の徴収業務	災害対応に関連した許可については対応する。
2週間以内に着手する業務		
災害	応急仮設住宅への入居募集	災対本部の入居調整チームによる調整に基づき、入居募集者からの申請受付等の事務を行う。

災害	災害救助法および生活再建支援法等に関する支援の実施	災害救助法および生活再建支援法等の適用に伴い、関連する支援に関する相談および申請受付等の事務を開始する。
災害	災害弔慰金・災害援護資金等	相談・申請受付、給付決定等の事務を行う。
通常	障害者総合支援法関連業務	相談・申請受付、給付決定等の事務を行う。
通常	区民相談等に関する業務	緊急性の高い相談業務について業務を再開する。
通常	住民基本台帳・戸籍・印鑑登録等関係事務	システムが稼働していない場合には届出の受領のみを行い、システム復旧後に再開する。
通常	諸証明交付事務	住基システム復旧後に業務を開始する。
通常	埋・火葬許可関係業務	戸籍システムが稼働していない場合には、手書き許可書で対応する。
通常	生活保護受給者の安否確認	生活保護受給者の安否状況を確認する。
1ヶ月以内に着手する業務		
通常	個人番号関係事務	システムが稼働していない場合には届出の受領のみを行い、システム復旧後に再開する。
通常	生活保護業務	相談、申請受付および決定給付等を実施する。
通常	自立支援医療業務	相談・申請受付、給付決定等の事務を行う。
通常	民生委員および児童委員関係業務	委員の活動に係る最低限の庶務業務および連絡調整のみを実施する。
通常	医療費関係等申請受理業務	申請受理および連絡調整を実施する。

■消防局《消防部・総括部・区対策部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	消防災害対策本部の設置	119番通報の対応及び災害状況等の情報収集活動を行う。
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被害の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	施設維持管理業務	・ 庁舎施設の破損および故障状況を確認する。 ・ 請負業者への修理依頼を行う。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの被害情報収集チーム、救命・救急チームに必要な人員は参画する。
災害	動員の発令に関する業務	消防力の確保について非番職員等に対する動員の発令および自主参集により対応する。
災害	災害現場との連絡調整等に関する業務	各消防署との連絡調整を行う。
災害	消防隊等の運用に関する業務	出動不能部隊の把握および組織的な消防力の投入等の部隊運用を関係部署と連携して行う。
災害	消防ヘリコプターによる情報収集に関する業務	災害状況等の情報収集活動を行う。
災害 通常	震災情報の収集伝達に関する業務	・ 消防ヘリコプターのテレビ映像、災害情報カメラやTVなどの報道状況から情報の収集を行う。 ・ 気象情報の収集・伝達を行う。
災害	国、県等関係機関との連絡調整に関する業務	国、県等関係機関との連絡調整および災害概要等の報告を行う。
災害	情報提供業務	災対本部の広報・報道チーム等との連絡体制を確立する。
災害	災害記録業務	・ 災害情報および県内の被害状況に関する情報収集を行う。 ・ 災害経過および活動状況を記録する。 ・ 災対本部への情報提供および確認を行う。
災害	災害活動状況の集計に関する業務	各消防署における災害活動の状況を集計する
災害	緊急消防援助隊等の受援に関する業務	県内応援や緊急消防援助隊の要請判断及び受援に関する総合調整を行う。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。

災害	避難対策に関する業務	災対本部との連絡を密にするとともに、消防団、自主防災組織等と役割調整し、緊急性のある区域からの避難誘導を優先し、一時避難場所や広域避難地等への避難誘導を行う。
災害	航空部隊等の受援及び災害対応に関する業務	受援体制を確立し、災害に対応する。
災害	警防資器材等管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車両及び資器材の不備および故障状況を確認する。 ・必要に応じて、請負業者への修理依頼を行う。 ・消防車両及び資器材等への燃料を補給するため、使用できるガソリンスタンドを把握する。
災害	消防相談に関する業務	市民等からの相談内容は確実に記録する。
災害	危険物、火薬類および高圧ガス関係の即報に関する業務	被災状況の集計、即報の作成及び関係機関への情報提供を行う。
通常	火災等の調査活動	<ul style="list-style-type: none"> ・火災による被災状況等の情報収集を行う。 ・火災の損害（原因）調査活動を行う。
災害	火災の予防広報に関する業務	停電から再通電時における、通電火災の予防広報を行う。
3日以内に着手する業務		
災害	職・団員の安全衛生に関する業務	公務災害に係る事務処理を行う。
通常	警防等に関する業務	消防隊等の対応状況等の整理、分析および把握を行う。
通常	消防団員等の災害補償業務	公務災害等の認定および遺族年金の支払いのみ実施し、他の業務は縮小する。
災害 通常	危険物施設における二次災害発生危険の排除業務	緊急使用停止命令の発令等と危険物施設復旧に向けた対応・調整を行う。
災害 通常	危険物施設の点検業務	防災協会等に依頼し、危険物の事業所に対する緊急点検を要請する。
1週間以内に着手する業務		
通常	施設維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎および設備の小破修理を行う。 ・消耗品および備品等の購入を行う。
通常	庁舎および消防団施設整備業務	庁舎等の緊急対策工事に関する事務を行う。
通常	火災等の調査事務	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等の調査に関する事務を行う。 ・関係機関との連絡調整を行う。 ・火災統計に関する事務を行う。
通常	消防団員の報酬及び費用弁償に関する業務	消防団員の報酬及び費用弁償に関する事務を行う。

2週間以内に着手する業務		
通常	警防等に関する業務	各種災害報告に関する事務および関係機関との連絡調整等、地震発生直後に一次的に対応できなかったものから、順次、必要な事務を優先して対応する。
通常	危険物施設等の復旧に係る業務	被災事業所と事業継続に係る検討を行う。(仮貯蔵、仮取扱い)
1ヶ月以内に着手する業務		
通常	消防用設備等に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・指導・検査に関する事務を行う。 ・運用基準等に関する事務を行う。 ・建築計画に係る事前指導に関する事務を行う。 ・建築確認、許可申請等に関する事務を行う。
通常	警防等に関する業務	各種免許取得関係、安全運転管理事務等、地震発生直後に一次的に対応できなかったものから、順次、必要な事務を優先して対応する。
通常	職員厚生業務	公務災害に関する業務を行う。
通常	危険物施設の変更許可及び完成検査等に関する業務	被災した危険物施設の補修等に係る変更申請等の処理を行う。

■上下水道局《上下水道部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	災害対策センターへの参画	災害対策センターの給水チーム、都市基盤再建チームに必要な人員は参画する。
災害 通常	苦情・通報・要請・問合せ等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・応接内容を記録し、内容に沿って所管部署に報告または引き継ぎを行う。 ・必要に応じて応接内容を集約する。
災害	局外の被災状況等の情報収集	局外の被災状況を災対本部、メディア等から情報収集し、集約する。
災害	浸水対策（降雨予報の確認）	今後の降雨予報を確認し、浸水被害が予想される場合は、浸水対応を実施する。
災害	災害対策本部およびその他市関係機関との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・災対本部に上下水道局からの報告、要請を行い、対策本部からの情報については関係部署に報告、提供する。 ・必要に応じて各局から情報収集を行い、また、要請事項等あれば整理し、所管する担当に伝達する。
災害	応急復旧用資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・保管する復旧資器材の被害状況を確認し、払出し可能な復旧資器材の在庫数を把握する。 ・払出し作業に必要な電源等（車両燃料、電気、電話等）の確認を行う。
災害	ウェブサイトによる広報	あらかじめ用意した災害時における留意事項等の情報をFAQにしてウェブサイトにより提供し、適宜情報を更新する。
災害	工業用水道利用者の被害状況の収集	工業用水道の利用者から被害状況を収集する。
災害	所管省庁等への報告	水道、工業用水道の被害状況等について、それぞれ所管省庁等へ報告する。
災害 通常	被害状況に応じた配水調整の実施	被災直後の状況に応じ配水池・配水塔の水位を確保するため配水調整を行う。
災害 通常	水質調査と薬品注入量の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・水質計器や実測により、取水から送水までの水質状況を調査する。 ・薬品注入量を確認する。
災害 通常	被害状況に応じた浄水処理の運転	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況に応じた浄水処理の運転を実施する。 ・自家発電に使用する燃料の貯蔵量を確認する。 ・停電発生時は自家発電設備で運転業務を行う。

災害	国土交通省・福岡県のほか関係機関との連絡調整に関する業務	関係機関からの問い合わせ等に対応する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	データ類の保護	台帳類やバックアップ媒体等を安全な場所へ移動。
災害	動員の調整	各担当について、被害・活動状況等に応じて、必要な動員の調整を行う。
災害	報道機関等への広報	広報すべき情報について整理し、災対本部の広報・報道チームを通じて報道機関へ提供する。
災害	備品の調達	応急対策活動を行ううえで必要となる備品を購入、管理する。
災害	お客さまセンターでの電話対応	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び定例的な回答に限定した電話対応を行う。 ・スタッフの参集状況等により対応が困難な場合は、バックアップ体制についてお客さまセンターと協議する。
災害	避難所における広報	災対本部の避難所支援チームを通じてFAQ等の掲示、配布を依頼する。
災害	テレビ・ラジオ・防災行政無線等による広報	災対本部の広報・報道チーム等を通じてウェブサイト等への誘導や簡易の案内を行う。
災害	関係部署への情報提供	お客さまセンターへ寄せられた漏水、溢水等の情報を定期的に関係部署へ提供する。
災害	送・配水管通水計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の稼働状況および被害状況を基に、配水池等、応急給水拠点、重要な医療施設・地域防災拠点に送る送・配水ルートの通水計画を策定する。 ・通水のルートや優先順位等を選定した通水計画に基づき操作を必要とする仕切弁の把握と動員計画の策定を行う。
災害	工業用水道利用者への情報提供	被害状況を把握し、利用者へ情報提供する。
災害	応援要請	参集状況および職員の安否確認により不足する人員を算定し、受援体制に必要な業務・職種・人数を算定する
災害	送・配水管通水計画の実施	通水計画を基に緊急断水や、応急給水拠点、重要な医療施設・地域防災拠点に送る送・配水ルートの確保のための仕切弁操作等を行う。
災害	緊急配水調整の実施および緊急配水計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況を踏まえ、緊急断水・振替操作等の緊急配水調整を実施する。 ・被災状況・施設状況に応じた水運用を実施するための緊急配水計画を策定し、関係部署へ周知する。
通常	水源の確保および水運用計画の立案および実施	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と調整し、水源を確保する。 ・確保水量に応じた水運用計画を立案し、実施する。

災害	二次災害防止に向けた対応業務	<ul style="list-style-type: none"> 被害箇所のうち即時対応が必要な箇所について応急処置を行う。 二次災害が懸念される被害を受けた施設の状況に応じて、運転停止を関係部署に連絡・要請する。 応急処置に係る情報を関係部署に報告する。
災害	水質に係る運転方針	関係部署とともに緊急配水調整、緊急運転方針の策定に向け、水質面から見た運転方針の情報提供を行う。
通常	市民対応業務	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの災害に関する問い合わせの電話に対応する。 応急給水所および緊急避難所に関する問い合わせに備え、担当者（または全職員）に一覧表を配布する 必要に応じて、お客さまセンターと情報交換を行う。
通常	管末残塩の管理・確認	水質自動測定装置の稼働状況を確認し、水質データを把握する。
災害	応急復旧に係る水質検査の準備	<ul style="list-style-type: none"> ポータブル分析計の動作確認および試薬の備蓄量の確認を行う。 応急復旧に係る水質試験に使用する器具類を用意する。 公用車の運行の確保を行う。
災害	協力事業者への応援要請	協力事業者へ応援を要請するとともに参集可能な人数を確認する。
災害	国や関係機関への被害状況報告	被害状況を取りまとめ、報告期限内に各種報告様式を作成し、報告する
災害	緊急点検（下水道関連施設）	重大な機能障害、2次被害の危険性把握のため、施設を目視等により確認し、被害概要の調査を行う。
災害	下水道関連施設の被害状況の集約	施設の被害状況を集約し、報告を行う。
災害	浄化センター等の緊急措置計画の策定および緊急措置の実施	緊急点検の結果を基に、施設の被害状況に応じて、緊急措置計画を策定し、緊急措置を実施する。
災害	浄化センター等の緊急調査	機能障害につながる2次被害の原因となる被害を発見するため、施設を目視等により確認し、被害概要の調査を行う。
3日以内に着手する業務		
災害	受援計画の策定（水道・工業用水道関連）	応急給水計画、送配水管復旧計画に伴う動員計画に基づき、受援計画を策定する。
災害	応援要請手続き	他都市その他関係機関に対して応援要請を行う。
災害	水道応援本部隊および水道応援隊の受入	<ul style="list-style-type: none"> 応援隊の情報を入手するとともに、到着後活動に入れるよう施設等の準備を行う。 各応援隊の受付や施設案内および注意事項等を伝える。
災害	工業用水道の給水装置の被害状況の把握と復旧支援	利用者の被害状況に応じて、復旧に向けた支援を行う。
災害	応急復旧の実施	<ul style="list-style-type: none"> 取水・導水施設、配水池等における応急復旧を実施する。 応急復旧予定に伴う浄水場運転への影響について関係部署と情報共有を行い、施設の復旧に向け工事業者へ要請し、順次施設の応急復旧工事を行う。

災害	下水道管渠の緊急調査	機能障害につながる2次被害の原因となる被害を発見するため、施設を目視等により確認し、被害概要の調査を行う。
災害	下水道管渠の緊急措置計画の策定	緊急点検の結果を基に、施設の被害状況に応じて、緊急措置計画を策定する。
災害	浄化センター等の応急復旧計画の策定および応急復旧の実施	緊急調査の結果を基に、施設の被害状況に応じて、応急復旧計画を策定し、応急復旧を実施する。
災害	浄化センター等の1次調査	緊急点検および緊急調査等において異常が確認された施設について、詳細調査を実施する。
災害	他都市への支援要請に向けた調整および支援要請	<ul style="list-style-type: none"> ・先遣隊と、支援要請内容等の調整を行い、支援を要請する。 ・支援隊集積基地候補地の被害状況等を確認の上、設置する場所を調整し、執務室等の設営を行う。 ・現地入りした先遣隊の対応を行い、現地調査の調整等を行う。 ・来庁した国、関係者等への対応を行う。
1週間以内に着手する業務		
災害	基幹管路等復旧計画の策定	被害状況および管路状況の結果により、基幹管路等復旧計画を策定する。
災害	基幹管路の応急復旧	基幹管路等復旧計画を基に、配水池等に至る重要な送・配水管ルートの優先的な応急復旧を実施する。
災害	焼失、倒壊家屋の止水栓閉栓作業	配水管の応急復旧のため、焼失、倒壊家屋の止水栓閉栓作業を協力事業者とともにを行う。
通常	水道料金等、収納の管理業務	システムを要しない業務を優先し、システムが復旧次第、入力する。
通常	水道料金等の減額・還付処理業務	システムを要しない業務を優先し、システムが復旧次第、入力する。
災害	下水道管渠の緊急措置	下水道管渠の緊急措置計画を基に、緊急措置を実施する。
災害	下水道管渠の応急復旧計画の策定	緊急調査の結果を基に、下水道管渠の被害状況に応じて、応急復旧計画を策定する。
災害	下水道管渠の1次調査	緊急点検および緊急調査等において異常が確認された施設について、詳細調査を実施する。
2週間以内に着手する業務		
通常	工事・委託に係る積算基準および技術監理業務	応急復旧を行った水道施設工事の事後設計等の積算業務について積算方法を策定する。
災害	下水道管渠の応急復旧	下水道管渠の応急復旧計画を基に、応急復旧を実施する。
災害	下水道管渠の2次調査	1次調査において異常が確認された施設について、より詳細な調査を実施する。

1ヶ月以内に着手する業務		
通常	お客さまセンターの運営業務	お客さまセンターとの連絡調整を行う。
災害	被災した水道及び工業用水道施設、下水道施設の設計・積算関連業務	被害施設の応急復旧調査に準じて事後設計業務、各種申請・請求精算業務を行う。

■交通局《交通部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
災害	乗客の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・車内マイクで乗客に安全確保を行うよう案内し、車両を道路端に停止する。 ・乗客の負傷の有無を確認し、救急車の要請等を行う。 ・車内無線で、負傷者数、周辺の道路状況等を営業所に報告する。
災害	運行中の運転手への指示	運行中の運転手に対し、無線で災害の状況を報告するとともに、負傷者の確認や運行の再開等の指示を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	総合案内業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市バス事業（運行状況等）に関するお客様からの電話相談等への対応を行う。 ・交通局HP・Twitterで運行状況等を掲載する。
災害	バス運行状況の把握に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様、他の営業所、災対本部等に情報を提供するため、各営業所の運行状況および使用可能な車両の情報を把握する。 ・他の営業所、災害対策本部等からの情報を営業所に報告する。
災害	近隣バス事業者のバス運行状況の把握に関する業務	近隣のバス事業者の運行状況を把握するとともに、今後の運行見込み等を確認する。
災害	営業所のバスの運行状況に関する把握・確認	<ul style="list-style-type: none"> ・運行中の車両の被害状況、道路状況等を把握し、状況に応じて路線点検等を行う。 ・運行状況および使用可能な車両の情報を確認する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	応急対策に必要な経理事務の実施	実施する応急対策に係る予算措置、契約等、必要最小限の対応を行う。
災害	バス緊急輸送計画の立案および実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災対本部からの緊急輸送依頼等に基づき、対応できる運転手等や使用できる車両があるか確認する。 ・対応できる（見込みの）場合は、運行計画案を作成し、各営業所に伝達する。
災害	車両維持関係業務	燃料、油脂類、整備部品、備消品等、運行に必要なものの確保を行う。
災害	事故処理関係業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事故処理および報告書等の作成、送付等を行う。 ・損害保険会社との調整を行う。
災害	市バスによる緊急輸送の実施	運行計画案を確認し、問題がなければ、緊急輸送を実施する。

災害	バスの運行再開に向けた計画の立案および実施	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況等に応じた路線運行計画を作成する。 ・作成した路線運行計画を基に、路線運行を実施する。
通常	勤怠・出札・配車・車両誘導業務	路線運行、緊急輸送等を行う上で必要な運転手の勤務割、車両の割付、営業所内の車両整理など、必要最低限の業務のみを行う。
通常	運行管理業務	事故処理やお客様からの問合せ対応など、必要最低限の業務のみを行う。
通常	車両整備業務	法定で定められている点検や被災車両の修繕など、必要最低限の業務のみを行う。
1週間以内に着手する業務		
通常	契約関係業務	市バスの平常運行に向けた、物品・委託・工事・売却等に関する契約の執行を行う。
通常	営業所・乗車券発売所管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・精算機、料金箱の修繕・管理等に関する業務を行う。 ・受託事業者との連絡調整および検討事項への対応を行う。 ・管理委託料の支払いを行う。
災害 通常	誘導関係業務	停電による信号機停止など、運行に支障をきたす箇所への対応を検討・実行する。
1ヶ月以内に着手する業務		
通常	公務災害関係業務	公務災害の認定手続き等を行う。
通常	安全衛生管理関係業務	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の衛生・安全管理に関する業務を行う。 ・職員の健康診断・健康管理に関する業務を行う。

■公営競技局《公営競技部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	小倉競輪場の施設利用	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて競輪の開催中止を決定する。 ・競輪場内の施設利用を災対本部から依頼された際には、受入準備を行う。
災害	若松ボートレース場の施設利用	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じてボートレースの開催中止を決定する。 ・ボートレース場内の施設利用を災対本部から依頼された際には、受入準備を行う。

■市議会事務局《協力部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や議員、職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	議員の安否確認および所在情報の把握・収集	議員の安否・所在情報を把握し、集約する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	議員への情報提供および市災害対策本部事務局への情報提供	災対本部からの災害・被災情報を議員へ提供する。
災害	応援職員の派遣	災対本部からの要請に基づき、応援業務に従事する職員の派遣を行う。
1週間以内に着手する業務		
災害	議会再開に向けた調整	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議等の開催や議会関連施設の復旧を関連部署と協議する。 ・再開時期の確定後、議会広報の再開等を実施する。

■教育委員会《教育部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
災害	児童生徒の安全確保	児童生徒を安全な場所へ避難誘導し、必要に応じて応急手当等を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	学校施設の被災に基づく対応	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校からの報告に基づき、建築都市局に応急危険度判定の実施依頼を行う。 ・学校施設が使用できない場合には、児童生徒の代替避難場所の確保に向けた調整を図る。 ・修繕対応が必要なものは、緊急性の高いものから優先して業者に発注する。
2~4時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	学校の被災状況および安否等の確認	児童生徒および教職員の被災状況や安否確認状況、参集人員数等を確認する。
災害	学校医、学校歯科医および学校薬剤師との連絡調整に関する業務	関係機関の状況を確認し、児童生徒の健康面への支援活動等について連絡調整を行う。
災害	被災児童の保護	児童の引き取りに向け、保護者との連絡調整を行う。
災害	効率的な避難所運営に向けた調整	災対本部の避難所支援チームおよび区対策部と連携し、効率的な避難所運営に向けた調整を図る。
3日以内に着手する業務		
災害	臨時休業措置に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会、各学校、保護者間との連絡手段を確保する。 ・各学校等と連携をとりながら、被災状況に応じて休業期間の延長を図る。
災害	児童生徒の心理的ケアに関する業務	児童生徒が心のケアを必要とする場合に、専門家を学校に派遣する。
災害	児童生徒指導および相談業務	スクールカウンセラーの派遣等、緊急を要する相談対応のみ実施する。

1週間以内に着手する業務		
災害	非常勤講師等の任用に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の罹災状況等に応じて、代替要員の配置等について検討する。 学校および講師登録者等との連絡調整を行う。 教員の確保状況によっては、教員免許を有するボランティアの活用等を検討する。
通常	給与支給事務	システム等の復旧状況等について関係課と協議しながら対応を検討する。
災害	授業再開に向けた調整	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の被害状況に応じて、授業再開の目途を検討する。 教材および保護者への連絡手段等を確保する。 特別支援学校において、スクールバスの運行体制を確保する。
災害	児童等の通学等に係る安全対策に関する業務	各学校からの通学路の被災状況の報告に基づき、通学の安全確保に向け、警察等関係機関との連絡調整を行う。
災害	学校教育活動の再開に関する業務	各学校の児童生徒の被害状況を踏まえ、学校教育活動の再開に向けた、調査および企画立案を行う。
災害	不足した教科書の補給	教科書の被害状況を調査し、必要に応じた補給を行う。
災害	教材、学用品の調達に関する業務	教材および学用品に関する状況把握を行い、不足が見込まれる場合には、業者に調達を依頼する。
災害	学校給食再開に向けた対策の検討	被害状況を確認し、施設の清掃・消毒・簡易給食の実施などの具体的な復旧対策を検討する。
通常	図書館の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> 各図書館からの被災状況を踏まえ、図書館の再開に向け、関係部署との連絡調整を図る。 市民への情報発信、問い合わせ対応を行う。
2週間以内に着手する業務		
通常	施設維持管理業務	学校施設における廃棄物の処理や建物管理、警備委託等、衛生管理上又は安全管理上必要最小限なもののみ実施する。
災害	職員の公務災害認定および補償等に関する業務	関係機関との連絡調整や公務災害への問合せへの対応のみ実施する。
1ヶ月以内に着手する業務		
災害	応急プレハブ教室の確保に関する業務	校舎の修繕が困難な場合、プレハブ業者等と契約し、仮設教育施設等を設けて、授業等の早期再開を図る。

■行政委員会事務局《協力部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場、各区選挙管理委員会等の被災・安否等の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・各職場、各区選挙管理委員会における人的被災の状況、安否確認状況、参集人員数等を把握する。 ・期日前投票所、投・開票施設等における物的被災状況を把握する。 ・選挙期間中にあっては、状況により被災投票所を閉鎖する。 ・国政等選挙に関しては、県選挙管理委員会に報告する。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	各委員会委員及び市・区選挙管理委員の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員会委員の安否の確認を行う。 ・市選挙管理委員及び補充員並びに各区選挙管理委員及び補充員の安否の確認を行う。
災害	選挙の継続又は延期の決定に関する事務	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の選挙の執行について、選挙期日の延期や繰延投票、再投票等の方向性について検討し、速やかに決定する。 ・決定した内容について、広く周知を図る。 ・国政等選挙については、県選挙管理委員会の指示に従い、必要な事務を行う。
災害	応援職員の派遣	災対本部からの要請に基づき、応援業務に従事する職員の派遣を行う。
1週間以内に着手する業務		
災害	市・区選挙管理委員会の開催	選挙期日の延期や繰延投票、再投票について、日程等必要な事項を決定する。

■農業委員会事務局《区対策部》

発災直後に実施する業務		
種別	業務名	実施概要
災害	職場の安全確保	市民（来庁者等）や職員の被災に対し、応急手当や避難誘導等、適切な対応を行う。
3時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の人的被災・安否等の把握	各職場および所管施設等における人的被災の状況や安否確認状況、参集人員数を把握する。
災害	農業委員会委員の安否確認	農業委員および農地利用最適化推進委員の安否確認を行う。
24時間以内に着手する業務		
災害	各職場および所管施設等の物的被災の確認	各職場および所管施設等における物的被災（施設、設備、システム等）の状況を把握する。
災害	区対策部各班の応援協力	区対策部各班の応援協力をを行う。

第4 受援対象業務の選定

(1) 災害時には発災後から必要な人員が不足し、発災後1週間では最大で約1,800人が不足することとなり、交代職員の確保や業務の継続が困難となる。



	直後	12 時間後	1 日後	2 日後	3 日後	1 週間後	2 週間後	1 ヶ月後
業務継続に必要な人員	1800	2413	3454	3543	4977	5431	5308	5066
参集率を考慮した職員数	1802	1802	2702	3153	3153	3603	4054	4504
不足数 (受援見込み数)	2	-611	-752	-390	-1825	-1828	-1255	-562

注：一般職員の応援ができない専門性のある局（消防局、環境局、上下水道局、交通局、教育委員会）を除く
注：職員数は、神戸市の事例を参考に、本計画の職員参集率を、「発災から12時間後までを全職員の40%（3,212人）」、「1日後を60%（4,819人）」、「2日後を70%（5,622人）」、「3日後を80%（6,425人）」、「1週間後を90%（7,228人）」と算定する。

図 業務継続に必要な人員数と不足数

(2) 業務継続に必要な人員が不足するため、非常時優先業務を下表のとおり選別し、本市の他部局や他都市等から人的支援が必要な業務等を「受援対象業務」として選定した。

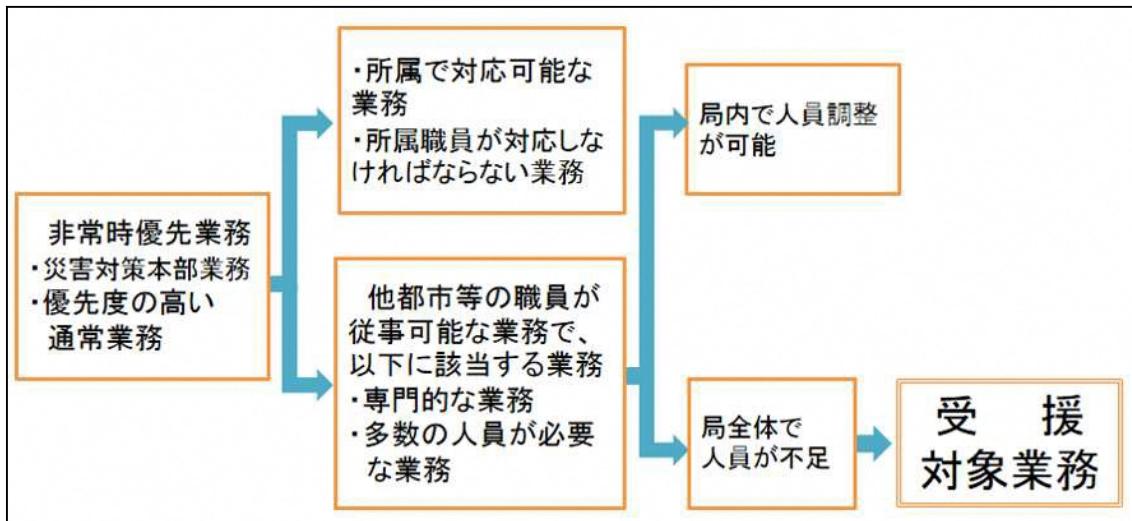


図 受援対象業務の選定フロー

非常時優先業務のうち、受援対象業務として、8業務を選定した。（選定結果と受援対象業務一覧については、下表参照）

なお、すでに全国的な支援の枠組みがある業務等（消防局や上下水道局など）については、受援対象業務の選定から除外する。

表 受援対象業務一覧表

番号	部	班	業 務
1	総務部	総務班	災害時緊急物資集配センターの運営
2	保健福祉部	地域福祉班	社会福祉施設の災害対策に関すること
3	建築都市部	住宅班	住宅の災害応急修理に関すること
4	建築都市部	住宅班	災害応急仮設住宅の供与に関すること。
5	区対策部	総務班	罹災証明の交付に関すること
6	区対策部	民生班	被害状況の調査に関すること
7	区対策部	民生班	避難所、収容所の設置及び運営管理に関すること
8	区対策部	民生班	被災者生活再建支援法等に基づく被害認定調査に関すること

第4章 受援体制

第1節 本市の受援体制

本章では、市内で大規模な災害が発生し、本市職員だけでは非常時優先業務の継続が困難な場合などに、協力部等による他部への応援及び他都市等の外部からの応援を円滑に受け入れることで、業務の継続性を確保することを目的とする。

第1 受援に係る考え方

(1) 対象となる業務

原則、第3章において選定した「受援対象業務全8業務」を対象とする。

なお、すでに全国的な応援体制が整っているものについては、各所属での対応とする。

(2) 人的資源の確保

人的資源の確保の方法については、「北九州市災害時受援マニュアル」に基づき、必要な人員数を確保する。

第2 受援に関する調整

受援対象業務全8業務には、「専門的知識・技術等を持つ職員が不足する業務」及び「その他人的資源が不足する業務」があり、業務ごとに必要な人・場所・時間が異なるため、応援者を受援対象業務へ効果的に投入するなどの受援に係る調整役が必要である。

このため本市では、災害対策本部直轄に受援に係る全体の総括や調整、外部との連絡窓口を担う「受援調整チーム」を設置する。

受援調整チームは総務部職員班で構成し、その役割や要領については、「北九州市災害時受援マニュアル」に定める。

第3 対象災害

下記の災害が発生した場合に、「全庁的体制での人的応援」及び「他都市からの人的応援」による応援者を受援対象業務へ投入する。

- ・市内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生し、災害対策本部長が必要と認めた場合

第2節 応援要請

第1 人的資源の応援要請

人的資源の応援要請については、「北九州市災害時受援マニュアル」に定める。

第2 物的資源の応援要請

物的資源の応援要請については、「緊急物資一元管理・配送システム運営マニュアル」に定める。

第5章 非常時優先業務の継続に向けた課題と対策

第1節 非常時優先業務の継続に向けた課題

大規模災害時に非常時優先業務を継続するためには、本市の現状及び災害時に想定される課題を認識し、必要な対策を持続的に実施していく必要がある。

本章では、次の体系で非常時優先業務の継続に向けた課題と対策をとりまとめる。

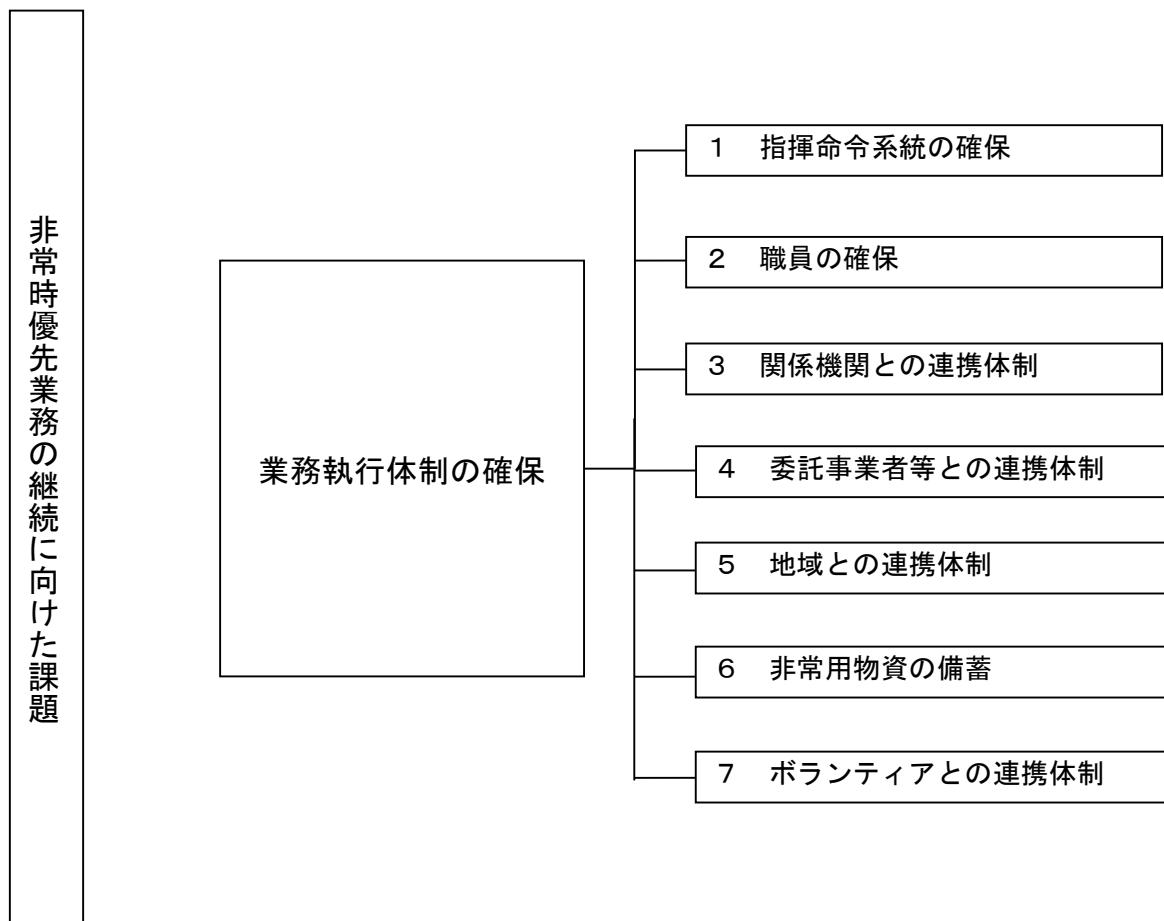


図 非常時優先業務の継続に向けた課題の体系

第2節 業務執行体制の確保

災害時には、災害対策本部を中心とする指揮命令系統を確保し、職員のみならず、委託事業者等、地域住民、事業者、ボランティア等が一体となって対応する体制を確保する必要がある。

ここでは、業務継続に必要な資源のうち「人」に着目し、市及びその関係者を含めた業務執行体制の確保について、現状と課題及び対策を整理する。

第1 指揮命令系統の確保

(1) 現状

- 災害対策本部業務については、次の対策が実施されている。
 - 災害応急対策の活動態勢、災害時における庁内及び関係機関等との通信連絡態勢については、地域防災計画に計画済みである。
 - 市、区では、実働訓練（災害対策本部設置訓練、各防災機関による救出・救護訓練、応急復旧訓練等）、図上訓練、複合訓練（実働と図上の両者を含む訓練）を毎年実施し、速やかな初動態勢の確立と適切な災害対策活動を実施する能力の維持及び向上を図っている。
- 優先度の高い通常業務については、本計画で選定され、災害時の迅速な対応に向けた課題と対策が抽出されたところである。

(2) 課題

- 災害対策本部の組織体制や各班の役割等について、庁内に周知するとともに、職員の対応力を向上していく必要がある。
- 優先度の高い通常業務についても、特に初動期において災害対策本部業務が優先される状況下でも各部において業務継続を実施できるよう、各部または全庁で対策を実施していく必要がある。

(3) 対策

- 災害時の対応と平時の備えについて、職員の理解を深め、市の災害時の対応力の向上を図るため、庁内研修を行う。
 - ア 災害対策に係る基礎知識を習得するための「基礎研修」
地域防災計画、本計画に基づき、災害時の対応や平時の備えについて基礎的な知識を得る。
 - イ 職員の対応力を向上するための「図上演習」
<図上演習のテーマ（例）>
 - （ア） 災害対策本部の設置・運営
 - （イ） 災害対策本部各班の情報連絡体制の確認
 - （ウ） 各局・区・室等の業務継続体制の確認
- マニュアルを整備し、災害時の対応方法を明確にする。

第2 職員の確保

(1) 現状

- 災害時には、地域防災計画に基づき、防災指令（下表）に指定された職員を動員・配備する。なお、震度4以上の地震が発生した場合は、個別の連絡・指示を待たずに参集することとしている。

【防災指令の発令基準（震災）】

区分	防災指令名	発令基準		動員・配備すべき職員の基準	北九州市危機管理基本指針に基づく危機レベル
		震度	津波注意・警報		
災害警戒本部	初動警戒体制		「福岡県瀬戸内海沿岸」又は「福岡県日本海沿岸」の予報区に津波注意報が発表されたとき。	情報収集及び伝達に必要な人員	橙色（オレンジ）
	警戒体制	震度4		軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	
災害対策本部	第1配備体制	震度5弱	「福岡県瀬戸内海沿岸」又は「福岡県日本海沿岸」の予報区に、「大津波」又は「津波」の津波警報が発表されたとき。	災害に対する応急対策活動に必要な人員	赤色（レッド）
	第2配備体制	震度5強		総合的な応急対策活動に必要な人員	
	第3配備体制	震度6弱以上		全職員	

（出典：北九州市地域防災計画（平成30年1月修正））

- 阪神・淡路大震災の事例として、神戸市における発災当日の職員参集率は、4割程度であった。
- 非常時優先業務の中には、専門性、技術力、資格、業務経験を必要とする業務がある。
[専門性や業務経験を必要とする業務の例]
 - ・福祉関連業務（ケースワーカー等）
 - ・情報システム関連業務
 - ・経理事務 等
 - ・インフラ関連業務（土木関係、ごみ処理等）
 - ・住民登録や戸籍関係等の窓口業務
- 災害動員体制で、平常時とは異なる配備となる部署がある。（例：財政局東部市税事務所→区対策部民生班）

(2) 課題

- 災害時に担当者が不足した場合にも、非常時優先業務を実施できる体制が必要である。
 - 判断を下す管理職
 - 技術者
 - 有資格者
 - 業務経験者（他部署に転出した職員、OBなど）
- 特定の職員に業務負荷が集中しない業務実施体制が必要である。
- 災害時に平時とは異なる配備となる部署では、通常業務の業務継続に影響が生じる。
- 職員本人や家族が負傷した場合には、当該職員は出勤することが困難となる。災害時にも職員及びその家族等の安全を確保するためには、各家庭での防災体制を推進する必要がある。

(3) 対策

- 担当者以外の職員でも対応できるよう、対応ルールの明確化、マニュアルやチェックリスト等の整備を行う。あわせて、研修・訓練を実施し、災害時の対応手順や平時の備えの理解促進を図る。
- 管理職が不在の場合にも業務が滞らないよう、代行者と権限委譲ルールを整備する。
- 災害時の勤務体制について構築する。
- 職員のメンタルケア体制を整備する。
- 業務内容の簡素化や災害時の特例措置について検討する。（被災自治体の対応事例の調査など）
- 通常業務の業務継続にも配慮した災害動員体制を検討する。
- 災害時に迅速に職員と連絡がとれるよう、緊急連絡網の周知を徹底する。また、安否確認訓練を実施し、緊急連絡網を確認する。
- 交通機関が使用できない場合の通勤手段を確保する。（例：徒歩、自転車、通勤経路）
- 会計年度任用職員等の災害時の勤務体制について、雇用計画に明文化する。
- 住居の耐震性の確認、家具や家電製品の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策、家族の安否確認方法の確認等、各家庭での対策を職員に周知する。

第3 関係機関との連携体制

(1) 現状

- 福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携体制の下で実施する非常時優先業務がある。(避難所対策、津波対策、交通輸送等)
- 関係機関と災害時における協定書等を締結している。

(2) 課題

- 関係機関との連携が必要となる非常時優先業務について、災害時における連絡体制や情報通信手段等を整備しておく必要がある。

(3) 対策

- 非常時優先業務の実施に関して、関係機関と協働で訓練を実施し、災害時の連携体制を確認する。

第4 委託事業者等との連携体制

(1) 現状

- 委託事業者に委託している業務については、契約の中で災害時の業務遂行について明確な取り決めをしていないものもある。

(2) 課題

- 特に人命に関わる災害対策本部業務（救急救護活動、避難所運営等）や通常業務（介護、福祉等）については、災害時にも速やかに業務継続を図る必要がある。
- 委託事業者の協力が不可欠な非常時優先業務については、災害時における連絡体制や協力体制を確保しておく必要がある。

(3) 対策

- 災害時に迅速に連絡が取れるよう、委託事業者、業界団体、協定団体等と緊急連絡先リスト（※複数の連絡手段）を相互に確認する。
- 委託事業者、業界団体、協定団体等と、災害時の対応について協議しておく。
- 指定管理者や委託事業者等に、業務継続計画の策定を要請する。
- 委託事業者との業務委託契約等において、災害時における協力体制の確保等を契約内容に盛り込む。

第5 地域との連携体制

(1) 現状

- 学校及び災害時要配慮者利用施設とは、合同避難訓練の実施、避難・救助計画の策定、自主防災組織による支援、管理者に対する指導及び支援を通じて、日頃から連携体制の構築に努めている。
- 市民に対する防災知識等の普及、学校教育等による防災知識等の普及を通じて、地域住民と一体となった防災意識の醸成に持続的に取り組んでいる。

(2) 課題

- 災害時に地域と市が連携して避難所を運営していくためには、災害時における連絡体制を検討し、実効性を確認する必要がある。

(3) 対策

- 学校及び災害時要配慮者利用施設との合同避難訓練等の中で、地域と市での情報連絡体制や情報伝達手段を確認するとともに、避難所の開設・運営等における両者の連携体制を確認する。

第6 非常用物資の備蓄

(1) 現状

- 職員用の非常用食料、飲料水及び簡易トイレを備蓄している。
(平成30年度に必要数の備蓄を完了し、引き続き、継続的な更新を行う)

(2) 課題

- 食料や飲料水以外に業務継続に必要な物資を備蓄する必要がある。

(3) 対策

- 業務継続に必要な物資の備蓄を推進するとともに、職員は個人の状況に応じた職場備蓄に努める。

第7 災害ボランティアとの連携体制

(1) 現状

- 北九州市社会福祉協議会において、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を整備している。
- また、年2回、災害ボランティア及び災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施している。
- 災害ボランティアによる支援が必要な場合、災害対策本部長（市長）は、災害ボランティアセンターの設置を北九州市社会福祉協議会に要請する。

(2) 課題

- 災害時において、市災害対策本部と北九州市社会福祉協議会とがスムーズな連携を図る必要がある。
- 災害時に円滑にボランティア対応できるよう、マニュアルの実効性向上に努める必要がある。

(3) 対策

- 災害ボランティアの育成と、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を継続していく。

第6章 今後の取り組み

震災時に業務継続方針に基づいて対応できるよう、図- 1 に示す PDCA サイクルを通じて本計画を持続的に改善するための取り組みについて定めるものとする。

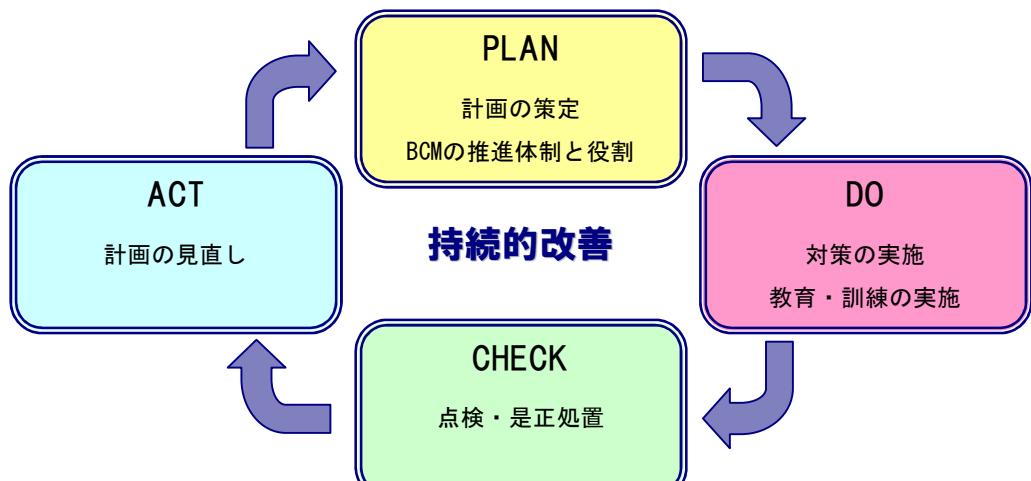


図- 1 PDCAサイクルによる計画の見直しイメージ

第1節 業務継続計画の持続的な改善

本計画は、市の全組織・業務に係る計画であり、全ての職員が本計画の意義や目的等を理解し、個々の職員に課せられた役割を確実に果たしていく必要がある。

したがって、各局・区・室等で事前対策の実施、教育・訓練の実施、計画の持続的な改善を行う。

また、危機管理室は、各局・区・室等によるこうした取り組みを訓練、研修を通じて支援する。

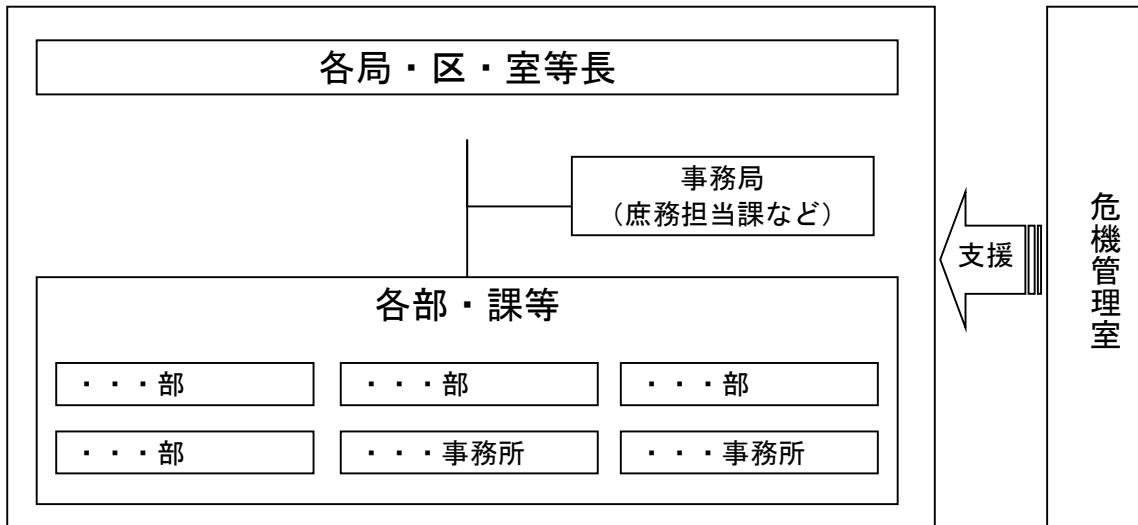


図-2 各局・区・室等による持続的な改善のイメージ

第2節 計画の修正と対策の実施

第1 計画の修正

- (1) 危機管理室は、各局・区・室等の対策実施状況や訓練結果等を踏まえ、本計画の見直し・改善を行う。
- (2) 危機管理室は、関連する他の計画（地域防災計画、その他の計画）、人事異動、組織改正が行われた場合、必要に応じて本計画の見直しを行う。

第2 関連する他の計画の修正

本計画を見直した場合は、関連する他の計画についても見直しを行う。

第3 対策の実施

- (1) 各局・区・室等は、非常時優先業務の課題及び対策について、必要な対策を持続的に実施する。全庁共通の対策については、危機管理室と連携し、全庁的な調整を図る。
- (2) 各局・区・室等は、対策の実施状況等について、年1回、事務局で集約し、各局・区・室等内及び危機管理室と情報共有する。

第3節 点検・是正処置

第1 各局・区・室等は、対策の実施状況や教育・訓練の結果等について、点検、課題整理、改善方法の検討等の検証を行う。

第2 各局・区・室等は、上記の検証結果を、年1回、事務局で集約し、各局・区・室等内及び危機管理室と情報共有する。

**北九州市業務継続計画
自然災害対策編**

令和 3 年 3 月修正

平成 25 年 3 月作成・平成 29 年 3 月修正
平成 30 年 4 月修正

作成 北九州市危機管理室危機管理課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1
TEL 093 (582) -2110